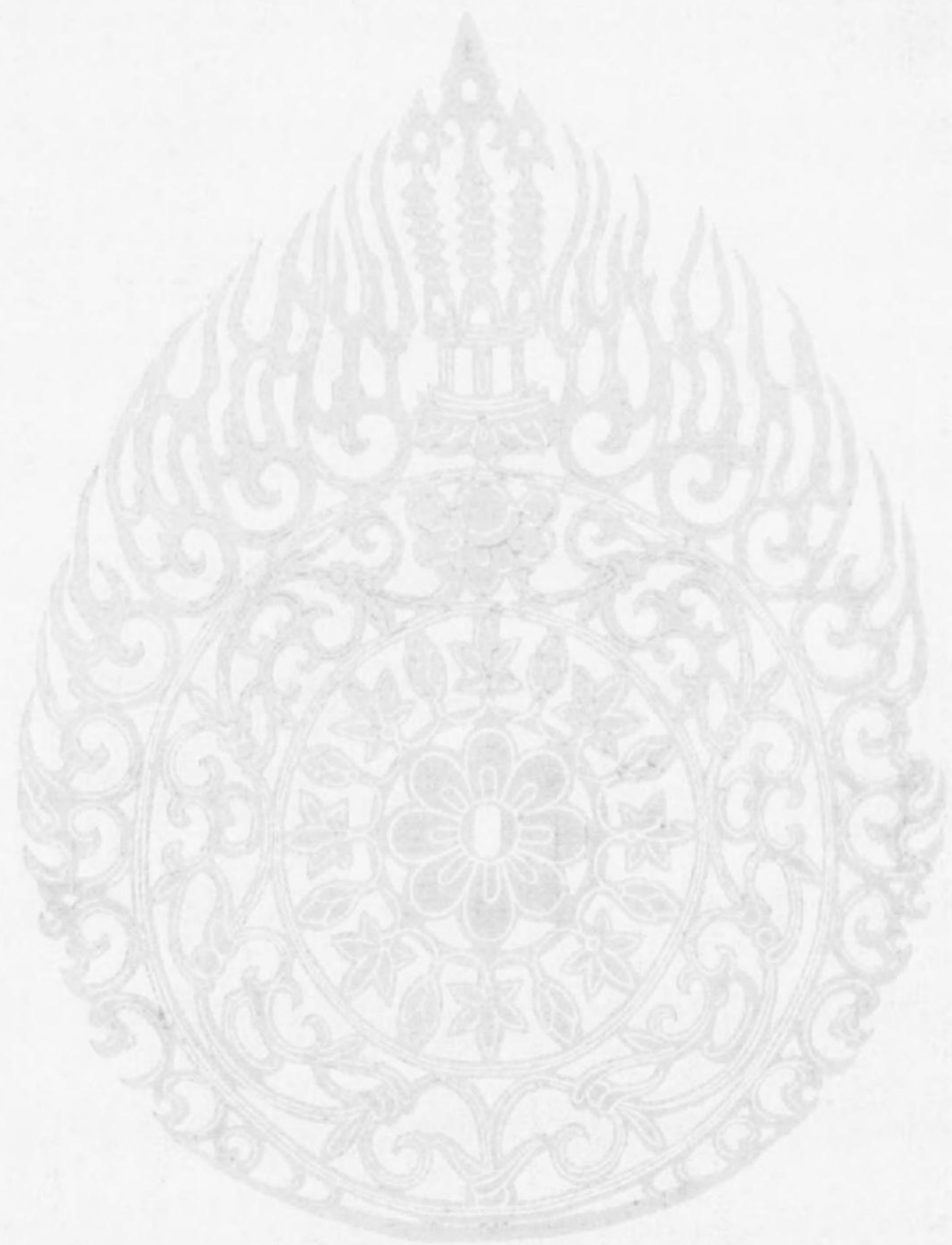


E708-N485



08  
18



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始









123A-8

E708  
N48  
(8)



法隆寺大鏡

第八





特別

南都十大寺大鏡 法隆寺大鏡第八册目次

同版	一	南門(外製)
同	二	夢殿(外觀)
同	三	同(内陣)
同	四	同(外陣構架)
同	五	同(寶珠寶蓋及寶鈴)
同	六	同(圓蓋扉圖)
同	七	同(内部石壇)
同	八	同(鬼瓦)
同	九	同(扉金具)
同	一〇	同(建圖及扉蓋圖)
同	一一	同(平蓋圖)
同	一二	同 本尊 救世觀音菩薩像(正面)

同版	一三	夢殿 本尊 救世觀音菩薩像(正面)
同	一四	同 同 (左側面)
同	一五	同 同 (背面)
同	一六	同 同 (寶冠)
同	一七	同 同 (先背)
同	一八	同 本尊前立 聖觀音像(正面)
同	一九	同 同 (背面)
同	二〇	同 同 (先背)
同	二一	同 上宮太子十六歲御像(正面)
同	二二	同 行信僧都像(正面)
同	二三	同 同 (右側面)
同	二四	同 同 (背面)
同	二五	同 道詮律師像(正面)
同	二六	同 同 (左正斜面)
同	二七	同 同 (背面)
同	二八	同 阿彌陀如來像(左正斜面)



圖版 二九	夢殿 阿彌陀如來像(正面)
同 三〇	同 善女龍王像(右正斜側)
同 三一	禮堂(外壁)
同 三二	同 (內壁)
同 三三	廻廊一部(東北隅)
同 三四	舍利殿及繪殿(外壁)
同 三五	舍利殿(內壁)
同 三六	同 舍利塔(全形)
同 三七	同 天蓋(總持)
同 三八	同 (臺下西)
同 三九	同 障子繪
同 四〇	同 同
同 四一	同 同
同 四二	同 同
同 四三	同 同
同 四四	同 同

圖版 四五	夢殿 障子繪
同 四六	同 同
同 四七	同 同
同 四八	同 同
同 四九	同 同
同 五〇	同 同
同 五一	相殿(外壁)
同 五二	同 本尊 聖德太子七歲御像(正面 厨子卷)
同 五三	同 同 (正面)
同 五四	同 同 (右側面)
同 五五	同 同 (背面)
同 五六	繪殿 觀音菩薩像(正面)
同 五七	同 同 (頭部)
同 五八	同 同 (左正斜側)
同 五九	同 同 (背面)
同 六〇	同 上宮太子御緣起繪(壁貼付)

圖版 六一	繪殿 上宮太子御緣起繪
同 六二	同 同
同 六三	同 同
同 六四	同 同
同 六五	同 同
同 六六	傳法堂(外壁 西北面)
同 六七	同 (內壁)
同 六八	同 本尊 阿彌陀如來像(正面)
同 六九	同 同 (頭部)
同 七〇	同 同 (左側面)
同 七一	同 同 (背面)
同 七二	同 脇侍 觀音菩薩像(正面)
同 七三	同 同 (背面)
同 七四	同 同 勢至菩薩像(正面)
同 七五	同 同 (背面)
同 七六	同 同 觀音菩薩像(頭部)

圖版 七七	傳法堂脇侍 勢至菩薩像(頭部)
同 七八	同 東間本尊 阿彌陀如來像(正面)
同 七九	同 同 (頭部)
同 八〇	同 同 (右正斜側)
同 八一	同 同 (背面)
同 八二	同 東間脇侍 觀音菩薩像(正面)
同 八三	同 同 (右正斜側)
同 八四	同 同 勢至菩薩像(正面)
同 八五	同 同 (左正斜側)
同 八六	同 同 觀音菩薩像(頭部)
同 八七	同 同 勢至菩薩像(同)
同 八八	同 西間本尊 阿彌陀如來像(正面)
同 八九	同 同 (頭部)
同 九〇	同 同 (右側面)
同 九一	同 同 (背面)
同 九二	同 西間脇侍 觀音菩薩像(正面)



同版 九三	傳法堂西四脇侍觀音菩薩像(正面)
同 九四	同 (左正轉像)
同 九五	同 (背西)
同 九六	同 勢至菩薩像(正面)
同 九七	同 (背西)
同 九八	同 光背(全形)
同 九九	同 阿彌陀如來像(正面)
同 一〇〇	同 藥師如來像(背面)
同 一〇一	同 釋迦如來像(背面)
同 一〇二	同 彌勒如來像(背面)
同 一〇三	同 天鼓音如來像(右正轉像)
同 一〇四	同 彌勒菩薩像(正面)
同 一〇五	同 釋迦如來像(背面)
同 一〇六	同 阿闍如來像(背面)
同 一〇七	同 藥師如來像(背面)
同 一〇八	同 阿彌陀如來像(背面)

同版一〇九	傳法堂梵天像(正面)
同 一一〇	同 帝釋天像(正面)
同 一一一	同 (背面)
同 一一二	同 四天王像(持國天 正面)
同 一一三	同 (增長天 背面)
同 一一四	同 (廣目天 背面)
同 一一五	同 (多聞天 背面)
同 一一六	同 不動明王像(正面)
同 一一七	同 東院鐘樓(背面)
同 一一八	同 鐘(全形)
同 一一九	同 東院西門(全形)
同 一二〇	同 東院伽藍諸堂配置圖

南都十大寺大鏡 法隆寺大鏡第八册解説

東院

東院一に上宮王院と云ふ。法隆寺の東に位するを以て東院と稱せらる。もと上宮太子が斑鳩宮の舊址にして太子薨後殿宇荒廢し雜草空しく離々として打捨てられたるを見て大僧都行悲嘆の涙を流す。遂に復古の大誓願を起して上奏する所ありしかば、天平十一年その志を達するを得て八角回堂並に經藏を造立する事となり、回堂内には太子在世に造り給へる救世觀音像を安置し、經藏には小野妹子請來の法花經石鉢等を收めて太子の宮址を保存すると共にその英靈を慰むるの便とせり。その八角回堂は則ち現存する夢殿これなり。

その後また年代を閲して荒蕪につきしを律師道詮これが再興修理を企て貞觀元年九月を以て公家に奏聞する所ありて夢殿及び禮堂、歩廊講堂、經藏等皆その面目を一新するを得たり。これ等の諸宇は則ち上宮王院の伽藍を形成せるものなれども今悉く傳存するに及ばざりしを遺憾とす。

南門(不明門)全形

八脚門 屋根切妻造 三間一戸  
 奥行 二十六尺六寸 横間 十二尺六寸  
 軒高 十二尺九寸七分 總高 三十八尺四寸五分

天平寶字五年十月の東院資財帳に檜皮葺門二間、一長七丈廣二丈一尺、一長七丈廣二丈一尺とあるは南門及び西門を指せるものにして、長七丈廣二丈一尺とあるは則ち當時の南門の丈尺なるべけれど、丈尺と檜皮葺以外殆ど形制の推知すべき途なし。降りて顯真の目錄抄に「南門八足也」とあるも舊觀によりて修理を加へつゝその時に及べるものか、或は全く再建に係れるものなりしか、これまた考ふるに由なし。現存のものはまた八脚門なれど、その様式全く顯真以後の制に係り、法隆寺南大門の再興につれ、少しく後れて足利時代の初期、永享頃、に改築せられたるに似たり。三間一戸切妻造の屋蓋を有し、和様の三ツ斗を具し、丸柱によりて立つ。俗に不明門と云ひ又閉門と稱するは太子傳別要抄に勅額あるが故に常の通行を禁じて中古よりこれを閉ぢ、大合式等あるにあらざれば開くを得ずとあるに歸因し、勅額あるが故に又勅額門とも云ふ。

一一一 夢殿

外観 内陣 外陣 講堂 寶珠露盤及寶餅  
 同斷面圖 内陣 石壇 鬼瓦 厨金具  
 八角回堂 單層 屋根木瓦葺

日本書紀に推古天皇御宇九年二月皇太子初めて宮室を斑鳩に興し、十三年冬十月皇太子斑鳩宮に居給ふとあるその宮址は即ち今の東院伽藍の存在する所にして、伽藍よりすれば夢殿はその本堂と謂ふべきものなり。古傳に據れば太子御在世の時特に寢殿に近く一字を營造し給ひて、默想禪觀の道場となし給ひしもの即ち現今堂宇の先蹤にして、夢殿の稱號またその夢想三昧定の意義より起れるなり。



りと云ふ。

然りと雖も瑞鳩宮は皇極天皇御宇二年蘇我氏の爲に焼失せられしこと又書紀に明らかなるを以て、一々焼失の殿舎を詳らかにせざれども所謂遺蹟も亦その表厄を免かれ得ざりしならむ。よしや幸に残存することを得たりと雖も、上宮王家の滅亡は誰か主となりてこれを支配せむ。然るがまゝに荒れ果て捨つるがまゝに崩れ行き、見る影さへもなくなりて、昔を想ふよすがは唯礎石を遺るのみとやなりけむ。東院縁起に記する如く、沈々金地積萬里之壘、巖巖々寶庭生千輪之綠苔とは、荒廢の極まれるを叙して、大僧都行信が慨嘆の餘り再興を志すに至れる因縁の淺からざるを知るべし。行信この志願を提げて春宮坊に奏聞し、再興の事業その緒に就くを得たりしは實に天平十一年四月なり。斯くて功を急ぎて成れるは即ち今の八角圓堂夢殿にして、太子御在世の時造り給へる救世觀音像を安置することとなりぬ。

爾後貞觀年間律師道詮公家に継がりてその大修理を加へてこれを既例に支へ、治安年中別當延幹の時、關白道長の力に依りて修補する所あり。覺明律師の治世久安三年には、廻廊を修理し、信慶律師の仁平二年には屋蓋を葺修し、建久四年四月範玄別當の代に於いてその大井を造り、次で寛喜二年範圓僧正寺務を統ぶるに及びて同年四月十三日より工を起し、本殿の棟上桁一重鴨居一重を増加し、世々その保存維持に務めて舊觀を失墜せざるのみならず、その間に於いて應保三年二月本殿に接して鐘樓を建立し、文暦二年四月石壇を修理

し、寛喜三年禮堂の棟上を行ふなど、本殿を中心とせる東院伽藍の建設と整理とに歴代の寺務別當がその力を致せること、苟も本寺別當記を翻かば自ら知らるゝ所なり。鎌倉時代以後隨時修補の舉あり、徳川時代に至りても亦その事ありしと雖も、記録の微す無ければ知ること能はず。唯現今の建築が世を替へ時を異にし、天平十一年以來自然の頽破を外にして、衰滅の大厄を蒙ること無く、儼乎として面目を維持するに至れるは、西院伽藍に於けると同じく實に天佑と謂はざるを得ず。その間歴の史乘に詳らかなるは略々前に叙せりと雖も、尙ほ後にその現状に就きてこれを補遺することとせり。

本建築は八角形の石造二重基壇の上に立ち、礎石に勾欄を以てし、登るに四面の石階を以てす。八角形にして稍膨みある柱を配して八角圓堂を造り、石階を前にして四面に扉を設け、その他の四面には櫺子窓を造る。柱の上には簡單なる斗拱ありて以て二重軒垂木の屋蓋を承く。八角寶形の屋蓋絶頂には第五第六回に明らかなる如く、銅造の寶珠形を上にしてこれを捧ぐる寶餅あり。露盤はその上に蓮花座またその下に位して、以て頂上裝飾の全體を形成す。内廊は正面圓によりても知らるゝ如く、内外二陣に分たれ、内陣には又石造の壇を設けて上に厨子を安んず。所謂夢殿本尊はこの中に坐しますなり。

凡そ我國に八角圓堂の存するもの多しと雖も、本堂を以て最古の建築とし、その觀音を本尊とするに於いてまたその超絶たり。殊に形式整備して、穩雅優秀なるは現存建築中有數のもの、と稱せざるべしと雖も、今は大概を擧ぐるに止めむ。

一一一七 夢殿 本尊 救世觀音菩薩像

木造 漆箔 立像	正面・面部
像高 五尺九寸	左側面・光背
白頭 九寸二分	
白髮 六寸五分	
眉 四寸八分	
面長 六寸五分	
臂長 一尺五寸	
袈裟 二尺六分	
天衣左長 三尺八寸	
寶冠 高 九寸八分	
寶冠全高 一尺二寸二分	
佛座全高 三尺六寸五分	
佛座 二尺八寸五分	

本寺の東西兩院伽藍を通じて敬崇せらるゝ本尊諸佛の數限り盡きせずと雖も、最も其深の由緒を有するものは夢殿本尊を以て第一とせざるを得ず。本寺の草創上宮太子の發願に係り、その東院は則ち太子の故宮址にして、その本堂なる夢殿の本尊は則ち太子の最も崇敬せられたるものと云へば、これを永へに祕佛とし、生身の太子に奉仕するの精誠を抽んずるは理の當に然るべき所とす。東院伽藍縁起に據れば、天平十一年行信僧都の夢殿再興と共に太子在世に造り給へる御影救世觀音像を安置すと云ひ、天平寶字五年十月の東院資財帳に、上宮王等身觀世音菩薩本尊壹軀を御神と擧げたるも亦本像の謂に外ならざるべし。

實にや本像は木造漆箔の立像にして、その高さ等身に近く、これを

得ず。頂上裝飾の制式尤も奇古にして、後魏の楊街これが當時の九層浮圖を叙して刹の上に金寶餅あり、二十五石を容る、寶餅の下に承露金盤三十重あり、周匝皆金鏤を垂ると云ひしを思ひ合せば、固より同一の様式にあらずと雖も、寶餅あり、承露盤あり、周匝に金鏤を有すること頗る支那の古制を存する所あり。斯る古制を傳ふるもの本堂を指してまた他に求むること能はず。これに由りて觀るも本堂の歴史的價値の大なるを知るに足らむ。

その材料及様式を精査するに、記録の傳ふる所既に歴代の修理を云爲する如く、新古の材料相交はり、様式またその時を一にせざるもの多し。二重の基壇及び石階も今は全部花崗石なれども、思ふに當初は凝灰岩を使用し、從うて今の壇上積の様式は金堂に於けると同じく、東石の制をとれるならむ。内陣の石壇にも少しく凝灰岩を存するのみにて殆ど花崗石より成れるは、正しく往時の制を補修したるなり。内陣の建築には天平當時のものを存すれども、外側には後補に係れるもの多く、柱上の粗物に鎌倉時代の補足多きを占め、寛喜年度の桁一重鴨居一重の棟上と云へるは、由々しき大工事と思はる。その他屋蓋の瓦には輪殿に面して鎌倉時代の鬼瓦二枚を除き、して盡くその後の補修に係り、頂上の寶珠の放射光大寶珠を繞れる小寶珠等には新舊相より扉金物の散々八雙とも思はるゝもの、痕跡のみを存するなど、皆年床を經るの久しき幾多の變遷を其のあたりに語るものなり。

壇上の配置も本尊厨子は徳川初期の新造にして、今は厨子の左右



上宮王の御身長に象どるとの傳説を首肯すべく、銅透彫にして寶鈴を垂れたる金冠を戴き、左手に蓮花座付の寶珠を捧げ、右手指頭軽くこれを撫せむとし給ふ。形相かくの如く鮮明なるにも係はらず、眞の目録抄に今世并昔日不知其體、或云俗形御太刀帶給或云二時如意輪と推測と傳説との混淆せる記述を殘せるも、その差に窺知すべからざる空像たりしを證するに餘りあり。かゝればこそ前に云へる如く世は後季の徳川時代に及びても尙ほその厨子を新調して威靈の尊嚴を犯かさむむことに務めしなり。

像の様式は繁説するまでも無く、太子御在世時代の作風にして、全身扁平左右均勢、立像なるが爲めにや装束は薄く昂まざる直線式をとり、裾の端を約するにのみ所謂この時代に通用なる曲線をとれり。その典型とせる所は思ふに彼の百濟觀音像の如きものにして、技巧の繁瑣と修飾とを加へたるかの感あり。固よりその様式を比較すれば殆ど同一ならざる所ありと雖も、かの様式を本位として北魏式を參照したりと云ふを得べし。寶冠は金堂の四天王像のものと類し、光背は純然たる北魏式をとれり。斯く各種の様式交錯するが中にも、その裳の制式より觀れば上宮王等身像とは獨り身長のみを謂にあらざりて、當時の服制を觀しく參照せるかの感なきにあらず。かゝる様式のものほまた他に決して見る能はざる所なり。

一八一〇 夢殿 本尊前立 聖觀音像 正面 背面

木造 著色 立像  
像高 四尺八寸三分 背面 一尺二寸二分 正面 五寸

一代中の記念すべき形象をとりたるもの御山緒ある寺院にこれあらざるなきの有様なり。就中十六歳の御影像最も多く、その形式は木彫としては皆この像とつゆ違ふ所なし。材は楡もつくり肉色を塗り、袈裟の紋様を畫かき、眼は則ち玉眼なり。飾たる微塵なしと雖も鎌倉末葉の製作として大差なかるべし。

二二二四 夢殿 行信僧都像 正面 右側面

夾紵 著色 坐像  
像高 二尺九寸八分 背面 九寸 正面 五寸五分  
像高 八寸三分 背面 二尺一寸 正面 二尺四寸三分  
像高 七寸 背面 二尺一寸二分 正面 八寸八分

行信僧都は藥師寺の僧として傳へられ、又元興寺の住持として知らる。その事蹟考として尋ねべからず、續日本紀はその律師補任の記を天平十年閏七月乙巳の條に擧ぐるのみにて、その他を録せず。七大寺年表は七月乙巳即ち九日説に據らずして別に三日補任説を採り、天平勝寶二年まで約十三年間律師を相續してその年入寂すと稱す。但し律師補任の條に或本爲諸寺檢校又兼法務云々と註し、又入寂の條に或本云天平廿年任大僧都として掲ぐる異説は皆信據すべき根拠を有す。本寺并大安寺の天平十九年二月の資財帳の奥には同廿年六月十七日僧綱所の主任として大僧都行信の押署あり。又近時續紀の天平咸寶元年閏五月廿日聖武天皇が天下の十二大寺へ緇綿布帛及粟田を施入し賜ひし記事と相俟て光彩を放てる遠州平田村の同勅書并に奈良市中村羅眞氏の同勅書の古鈔本に由りて

背面 四寸六分 背面 六寸 背面 一尺二寸三分  
像高 一尺二寸三分  
像高 六尺一寸三分 背面 二尺四寸八分

夢殿觀音の前立尊とはいへ本尊と同じ厨子内に安置せられ、頭端を嚴にして常に拜することを許さず。純佛といふも異なることなし。檜材にて造られ、頭部は木造の諸尊に見る如く寶冠形を刻出し、面貌も純藤原時代の佛よりは引締まりたる強味を帯ぶ。彩色磨擬して處々素地を現はし、細かにそれと探ぐるに由なけれど、裳に残存する菱形裁金の菊花形及び散在する著彩花丸紋より推せば、當初は一面の裁金文様に彩色花紋を散らせること猶ほ藤原時代の尊像の裳に於けると同製にあらざりしか。花紋の彩色には胡粉地に赤の三段榮綱の黄色にて約せられたるが、微かに窺ひ得られたり。畢光身は龜甲形に彩色花文を配せしなるが、又純色榮綱の痕を指點し得られざるにあらず。この三段榮綱法といひ菱形裁金の使用といひ皆藤原時代通用の手段たるに考へ併せて、その作風の未だ莊重の域を脱せず、古調の尙ほ尋ねべきを思はく、藤原中期に近き製作と認めて大差なかるべし。

二二二 夢殿 上宮太子十六歲御像 正面

木造 著色 立像  
像高 三尺一分 背面 五寸五分 正面 四寸四分  
像高 三寸五分 背面 四寸七分 背面 一尺一寸二分  
像高 六寸八分 背面 二寸八分

鎌倉時代は上宮太子崇拝再興の時期と稱すべく、畫像に木彫に御

觀れば、勅旨の奉行主として橘諸兄、藤原豐成と共に大僧都行信の連署するあり。天平咸寶元年は即ち天平廿一年なり。されば天平廿一年以來大僧都たること疑ふべくもなく、又僧綱所の主任となり或は執政大臣と連署するより觀れば、律師補任と同時とは斷じ難けれど、諸寺の檢校とも稱すべき權柄を握り得たること疑ふべからず。思ふに行信は有徳の高僧に非ずして、事ろ政治的手腕を有せる僧僧なりしか。將た勢炎の灼く所、遂にその終を全するに及ばざりしか。厭魅を行ずるの罪に坐して、下野國藥師寺に配流せられ、末路甚だ振はざりしを以て國史も單に律師補任のみを擧げて、その他を排忌せりとの説あり。されど法隆寺よりすれば、これ實に忘るべからざる大恩人にして、上宮王の斑鳩宮殿は先に蘇我氏の爲に燒き拂はれ、舊址の徒に荒蕪に委するを見て、行信乃ちその再興を企て、藤原房前の力を得て始めて舊觀に復せしめ、尙遺寶の散亂せるを集めてその保存を計り、夢殿伽藍をして遂に今日あるを得せしめたること前にも説ける如し。當時この人微かりせば、東院伽藍は永へにその跡を絶ち、斑鳩の莊嚴その半を奪はれたるならむ。この大功徳を頌する爲め、信の没後神護景雲年中弟子教仁等大般若經法華經を書寫供養したることあり。この像またこの時に造られてその本願靈場たる夢殿内に安置せられたるならむ。

像は夾紵製なり。夾紵とは漆もて麻布を貼り重ねて造れるもの、俗に所謂乾漆のことなり。天平十九年藤上の大安寺緣起並流記資財帳に即といひ、神護景雲元年八月の阿彌陀院悔過資財帳に、



二五二一七 夢殿 道詮律師像 正面 左正對面

明造 著色 坐像	白頭 九寸	前額 五寸五分
像高 二尺九寸一分	耳長 八寸五分	臂長 二尺
背長 二尺四分	坐高 二尺二分	坐高 五寸八分
像高 二尺二分		

ふも皆夾紵の別名に外ならず。これ等資財帳の註録する所と現時の遺存品より推せば奈良朝は實に夾紵全盛時代にして、年と共にその技に練熟し、始めは像心に枠型を要せしものも遂にこの像の如き純空洞の製作を見るに至れるなり。しかも夾紵全盛時代の背像彫刻としては唯この像の存するに過ぎず。興福寺十大弟子像の如き背像彫刻と云はゞ云へかくまで個性を發露せるものに非らざれば技巧の比較以外時代標本として自ら價値の同じからざるを覺ゆ。像頂骨著しく突起し、精悍の氣眉宇の間に滿つ。軀幹は則ち魁偉その肥腴せる様は背面頸部の肉贅にもしるく、當時の背像彫刻として背面を忘れざる作家細心の一端を窺ふに足ると共に、その如何に行信の面目を描し得て精微徹底せるかを證すべきにあらざるや。行信の眞影としてこの像に對してその人を想見せば、誰も有徳の高僧と仰がむよりは寧ろ英俊敢爲の傑僧と拜するに躊躇せざるべく、その由來する閱歷の臧否辨ぜずして自ら思浮ぶものあらむ。この像後補の跡多く、耳指、裳先等皆然り。その手にする所の者は如意に形りて造る。行信常に水牛製銀覆輪の如意を持てり。後の藤原會の講座に上る者は必ずこの如意を執つて位格を表すること、猶ほ興福寺の羅摩會の講師が東大寺の聖賢僧正の如意を持するに同じく、一年興福東大羅執ありてその五師子の如意を貸與せざりし時行信如意を以てこれに代へむとしたりと云ふ。行信と如意との關係かくの如し、これを手にせしむる偶然ならざるを知るべし。

夢殿本尊壇上西北隅に瑠璃地像道詮律師等身坐像一基を安置す。南都十大寺巡禮記に有等身比丘像云道詮影とあるはこれなり。律師は武藏人始めて空宗を東大寺玄關法師に承け、三藏を對覽し、四論を追琢す。法隆寺に住すること四十年、本宗の玄致を唱へて七大寺の衆侶を攝す。嘗て曰く三論は七宗の本、諸宗は三論の末なりと。又嘗て眞言を學び時々三密を行ぜり。弘仁年中唐僧遍明が釋摩訶衍論十卷を齎らし來るや、當時諸師の間にその眞偽の論戰勃然として起り、最澄圓珍これを破して偽論と爲せしに對し、空海は特に朝に奏してこれを眞言の三藏に入れたり。而して眞海道詮は敢然としてこれを偽論と爲すを破し、遂かに空海を鼓動したりき。律師の誠見意氣亦以て景仰すべきなり。

抑も本寺が法相大壇場たりしは世の周知する所にして、孝徳天皇の白雉四年遣唐入唐して始めて法相を傳へ、本寺の僧道賢これを紹述し、而して元正天皇の靈龜二年玄昉亦入唐して同じく法相を學び、歸朝の後盛んに宗義を弘宣するに當り、本寺の傑僧行信大にこれに唱和し、以て本寺の復興を圖り、遂に僧正に任ぜられて七大寺惣檢校を預るに至りき。これ本寺が同宗の重鎮として今日に歸存する所

以なりとす。然れども本寺は元來法相に偏仰せしに非るに似たり。天平八年唐僧道瓊菩提仙那に伴ひて來朝し、始めて戒法を傳ふるに當り、三昧供僧をして持犯開遮を知らしめ、以て歷世上宮王院の莊嚴供養等律學の徒に待つあらしめしものは實に行信僧正なりとす。しかのみならず眞言と本寺との交渉亦微權の歴然たるものありて存す。而して更に又本寺の起源に溯れば三論宗は實に聖徳太子の法旨たりしを知る。推古帝三年高麗僧惠慈來朝し、太子これを師と仰ぎ給ひき。同年又百濟僧惠慈歸化し、同十年百濟僧觀勒來歸し、同十八年高麗僧曇微法定二人來朝せり。同廿二年に至り勅して觀勒を僧正に任じ、天下の僧尼を檢校せしめき。而して以上の諸僧悉くこれ三論の領袖にして本寺の住僧たりしなり。乃ち知る、太子製せられし所の法華勸經摩訶三經疏は専ら空宗の奥義を宗とせられしものにして、本寺は實に三論宗の惣本山たりしなり。これ則ち妙音院良訓が聖賢記に法隆寺四宗兼學起因を記せし所以なり。由來本寺は草創當時より法隆學問寺の稱ありき。即ち本寺を以て廣く佛法諸宗の學問寺ならしめむとの聖徳太子の聖願に出でたるや明らかなり。道詮律師が四河海に入るに同じく無熱池より出づ。七宗總を分くとも俱に三論よりして分つと斷じて専ら思を三論無相宗に潛め、近く太子の流れに汲み、遠く龍樹提婆の宗義を照らし、更に眞言の眞諦に妙契し、三密を行じ、以て太子の遺旨を奉承し、行信の遺業を復興せしは誠に遺教するに餘りあり。嘉祥三年仁明帝の律師を召して受戒し給ひしが如き、又貞觀元年清和帝の律師を大極殿に召し

て最勝王經を講ぜしめ給ひしが如き、皆これ律師徳徳の高大多しを證するに餘りありと謂ふべし。律師晚年福貴寺を創建してこれに退くと雖も、毎夏春日を期し、本寺三經院に往還して三經を講誦するを例とし、貴賤老若歸敬信服せざるはなかりしと云ふ。貞觀十八年十月二日齡八十に垂んとして滅を唱へき。

律師が法器重きこと彼の如きものあると俱に、その東院伽藍再興の功績も亦實に傳ふるに足るものあり。法隆寺東院緣起資財帳に據るに行信再興の後彼の夢殿百餘坪の霜露に侵され、疊損して兩佛頂に過ぎ、邪俗嘲りて頗る瀆頂職位に似たりと云ふの荒廢を致すに及び、律師これを望みて悲嘆泣血重ねて再興の意樂を囑み、貞觀元年九月十三日白河太政大臣忠仁公に申して公家に奏聞し、厚く料物を賜ひ、三年を経て諸堂悉く修造し畢れり。これに由て大衆集つて行信道詮兩像を造りて上宮王院北壇に安置せりと。この記録に兩像を同時に製作せりと爲すは甚だ疑ふべしとするも、律師の像の造立を以て再再興の功徳に報ゆるものと云へるは必ず然るべき道理なり。諸堂佛體數量記には行信道詮の兩像は再興根本の本願なり。

二明の棟梁たりしかば、影像を移して惠堂の東西の壇に据ゑ奉る云云とあり。後者の記録は明らかに兩像を同時の製造と稱へずと雖も、兩像を俱に他より移し來れりと爲す。實否は今判明に苦むと雖も、彫刻の様式手法より考ふれば、行信像は奈良朝末に造立せられて最初より所謂再興根本の本願として夢殿に据ゑられしなるべく、又律師像はその入滅後同様の因縁に由りて造立せられ、同じく夢殿に



安置せられたるものなり。土代の彫刻物にはそれが製作年代に關する記録あるもの幾んど希れにして天平十九年體上の法隆寺伽藍縁起并流記資財帳中に中門二天及び五重塔本四面具の項に右和銅四年歲次辛亥寺造者と注記せしが如きは最も希れなる事體なるにこの像の年號の明記こそなければかくの如く有力なる記録の存するあつて貞觀末年頃の造立なる事を證し様式手法等技術上の研究に於いても亦十分にこれを肯定するを得るは眞に空谷梵音にして世の鑑賞者を益する鮮小に非ざるを知るなり。

本像は堪即ち堪像なり。堪像に二種あり。像の内部を空洞にせるとその然らざるのこれなり。而して前者に屬する像は唯新築師寺の十二神將像の遺存せるのみにして他にはその類例を見ず。後者に屬する優秀なる佛像には本寺に本像の外中門の二王五重塔本四面具食堂の藥師並に棟待及び四天王諸像あり。東大寺に成壇院四天王三月堂就金剛神菩薩天辯才天日光佛月光佛の諸像あり。而して以上の諸像は本像の外悉く奈良時代の製作にかゝる。蓋し堪像は漆像と共に殆ど奈良時代特有の造像法にして平安朝に入りては京都廣隆寺の彌勒坐像と本像とを數ふるに過ぎざるなり。更に又我那智像彫刻も優絶なるものは殆ど奈良時代に限られたるの觀あり。即ち同寺の義興東大寺の良辨唐招提寺の鑑真本寺の行信皆然らざるはなし。而して以上の諸像は皆漆像若くは木彫にして當代に特有なる堪像を見ず。然るに今この像は一本彫刻最盛の時代の造立なるに關はらず空々たる堪像にして、而かもその技術上の

成功前諸像に比して毫も遜色あるを見ざるなり。若し夫れ道詮律師が法器の大と學徳の盛とを知らむと欲せば本像の技術者はこれを語りこれを指して復た餘蘊あるなし。嗚呼千歳之下綽有餘烈矣とはそれこれを謂ふか。

### 二八

#### 夢殿 阿彌陀如來像 左正對面

本造 漆箔 坐像  
像高 三尺五寸五分 白頭 一尺一寸五分 白髮際 六寸八分  
面幅 七寸四分 面長 九寸 臂長 二尺三寸  
膝高 五寸七分 目長 二尺九寸一分 鼻長 一尺九寸五分  
光背高 四尺一寸四分 圓身光幅 二尺八寸七分  
藥階高 二尺五寸八分 蓮肉徑 三尺 下懸徑 四尺二寸

本像今は夢殿内に安置せらるると雖も、その手相の定印を聞いて純本尊の様式を採らず、又他の殿堂内に同型にして手相を異にせる尊像の存するよりすれば或はもと九品佛の一にして、別殿に莊嚴座を列らねて安置せられたるものならむ。形式は既に藤原時代によりながら面貌尙生硬の氣を帯ぶるは定例様の感化を享けざるとも見て可又第一流の作手に成らざりしと認めても可なり。大和にはこの豐滿よりは較々扁平に傾ける作風の行はれたる形跡なきにあらざ。その上乘なるものとしては先づ本像を第一とすべし。その技巧の巧拙を云爲せむよりは地方的特風を徴するに於いて價値ありとなす。

蓮座は七福袋次に八角請座花狹敷茄子、蕊座、胡桃形反花、二段柵座又胡桃形反花あり。最後に幅廣の柵座あり。總べて九重座より成

り藤原時代莊嚴座の極度を傳へたるものと云ふべし。光背は二重光にして光心に八葉を嵌し、蓮瓣形の上に安置せらる。その外縁には飛天若くは雲始唐草の透し彫裝飾あるを常とすれど、今これを證すべき断片も存せず。その蓮瓣形に藻文を刻畫しながら縦横截り付けの線もてナナコ形を出せるはまたこれ藤原時代の創始する所に係れり。

### 二九

#### 夢殿 阿彌陀如來像 正面

本造 漆箔 坐像  
像高 一尺一寸二分 白頭 三寸五分 面幅 二寸一分  
膝高 一尺二分 蓮肉徑 九寸七分 下懸徑 一尺四寸六分

藤原時代に於ける本形本位の尊像多しと雖もかばかりに收縮せられて莊嚴の漏らざるなきは珍とすべく、阿彌陀如來とし云へば定印若くは來迎相を普通とすれどもこの像の如く下品中生なるはまた珍とするに足る。線に變化の妙を争はずして適合を主とせるは如來の遍滿相を現はすに適し、奇巧を求めずして樸麗を旨とせるはよく時代精神の象徴を窮むを得べし。かゝる相貌に應じて九重の臺座造られ、花狹に柵座に藻文の繊細なる手法皆善くその調節をとつて亂れず、唯惜むらくは獨り光背の補修に成りて舊時の狀態を存せざるにあり。

### 三〇

#### 夢殿 善女龍王像 右正對面

本造 著色 立像  
像高 七寸九分

この像も夢殿觀音の厨子内に安置せられ、鎮火の神として崇められたりと云ふ。安置の年代詳らかならざれども、その製作様式を考ふるに鎌倉中葉頃と認めらるればその頃よりしての事なるべし。善女龍王像は繪畫にも彫刻にもその類少く、形相にも本像の如く龍身を負へるもの、僅に龍尾を跼の端に現せしもの等あり。然り而して本像はこの形式に於いて現存する最古の一と云ふべきなり。

### 三一、三二

#### 禮堂

外觀

桁行五間 梁間四間 單層 屋根切妻造 本瓦葺  
桁行 五十一尺八寸 梁間 三十七尺三寸  
總高 (軒高) 下三三尺四寸 大棟長 六十三尺七寸  
間高 三十一尺

五間四面正面中央の間廣く、左右の二間少しく狭し。單層切妻造東西の兩側には假庇あり。中央の間は現今通路となれるもともと一様に板敷たりしならむ。柱間總都戸、組物三ツ斗、軒二重、組入天井を用ふ。その創立年代を詳らかにせず。東院縁起には貞觀元年九月十三日中村白河太政大臣奏聞公家厚賜料物修造院家、瓦葺八角圓堂一字七間禮堂一字云々とあれば、この時道詮律師の創立に係れるものか。別當記には寛喜三年辛卯九月十八日禮堂木造同十月廿二日棟上、但南北三尺東西三尺五寸廣之、勸進隆慶五師貞允法師と云ひ、又嘉禎三年丁酉十一月日上宮王院禮堂并廻廊等葺立畢とあれば、寛喜三年度に再建し、嘉禎三年に葺替工事を加へしなり。これより後歴代少修補を施せしのみにて、寛喜の建築としてその構造形式を存するものなり。唯東院縁起に七間の堂宇と稱せられながら今は五



間四面の形式となり然も寛喜年度に東西南北とも擴張せられたりとの記録に徴すればその再興は全く舊制を破壊して造られたるものか、今詳らかにこれを推考し得ざるを遺憾とす。

三三 廻廊 (一部) (東北隅)

南行延長四十二間 梁間一間 單層 本瓦葺  
柱長南側 八尺一寸四分 北側 十一尺一寸  
同 東西側 七尺九寸五分 軒出(平瓦)東西側 四尺一寸五分  
同 北側 三尺七寸五分 軒出(軒檜)南側 十尺四寸  
同 東西側 十尺二寸二分 同 北側 十二尺三寸六分  
大棟高南側 十四尺四寸五分 同 東西側 十四尺一寸  
同 北側 十七尺四寸 平瓦の尺度は第十八圖參考

東院廻廊は天平寶字五年十月の東院資財帳に據れば檜皮葺廡廊(東西各十四丈北十三丈)とあり。同帳に追記する如く檜皮葺一門長七丈廣二丈一尺とあるもの南面に存して北門を含めての廻廊の南面延長十三丈四尺に達し、その反對の北面の長十三丈四尺と同一は廻廊の圍めるとなる。東西にのみにて何等の建築を存せざるが故に、各字を以てその長さを現はすに止まる。東西の長さは現在の寸尺にて十三丈一尺四寸八分あり。基礎の長として略々その舊態を維持すれども南面は後に檜皮葺の門を撤して禮堂をその間に建築せし爲め、廻廊の長六丈一尺有餘となり舊制に比して少しくその長さを減じたれども、全長としてはまた往時の制を存するが如し。北面は別當記に久安二年六月廿九日上宮王院廻廊修理の事を擧げて、北面廻廊皆悉顛倒せしを新造せしとあれば、舊態を損せし如くなれど現今の基礎の長さ十三丈一尺有餘あれば、もとの十三丈四尺と

大なる相違を來さざるなり。今これを表示すれば

名	稱	現今の寸尺	天平の寸尺
南廊	長さ	六丈一尺四寸	六丈四尺(如へ十三丈七尺)
北廊	長さ	十三丈一尺四寸八分	十三丈四尺
東西廊	長さ	東西十五丈七尺七寸五分	各十四丈

となる。斯くその規模に於いては禮堂建ち、舍利殿輪殿起ると雖も、大なる變動を蒙らざりしが、建築その物はその都度變更ある所あり。現今のものは古の檜皮葺にあらざりて本瓦葺となり、禮堂を狭みて東西に各四間、東に十七間、西に十六間、北面舍利殿輪殿の東西に各三間あり。外側は櫺子窓内側明け放し、床土間となり、化粧屋根裏斗拱三ツ斗、壁白漆喰塗、欄間胡粉塗あり。その年代詳らかならざれども、室町時代の再興にして、慶長元祿の修補を経て今日に及べるものなるべし。

三四 舍利殿及繪殿 外觀

南行七間 梁間三間 單層 屋根切妻造本瓦葺

三五 舍利殿 内陣

厨子 高 八尺五寸 幅 七尺四寸 奥行 三尺四寸  
正面長九尺三寸 側面長二尺八寸五分  
南側壁 高四尺一寸八分 上貫より透下下二尺九寸

舍利殿につきては古今目録抄に次舍利殿三間輪殿三間、中間一間惣七間也南面也との記事あり。少くとも現時見るが如き兩殿合一の制の既に嘉祿寛元の間に存せし事これに據つて疑を容れず。同抄の記者は又昔舍利在正堂、自中比行信大僧都造堂別所安之云々と

いひ、舍利殿の天平年中創建せられし事を説けども記事簡にして盡さず。繪殿に就いての記載又明瞭を缺きて、その所謂別所の堂の當時の舍利殿に合するものなりや否やを知るに由無し。古今一陽集はこの行信造立説に疑を挿みて行信建堂安別處文此一句難證也隨而考數帖古記自天平之頃迄承久之時不説有別處之證文、自元祿頃顛倒之義所不能被見也といひ更に考據抄に據りて承久創建の説を認めむとす。同抄に曰く、

松尾勝月上人入唐時被國人問云、南無佛、御舍利拜、耶、建磨寺詣彼寺、塔、立、云々、而上人未拜南無佛御舍利又未詣建磨寺塔、有無不知、然而唐人思、願言御舍利、拜、建磨寺、詣、塔、有、答、玉、歸、朝、後、初拜、御舍利、今、舍利殿、被建立、畢、其以前、夢殿、安置、每日、御出、時、外、衆、結緣、等、難、難、ナル故、今、舍利堂、被奉、移、舉、

これと對照すべきは別當次第の記事なり。曰く、

承久元年己卯二月廿六日造營御舍利堂、二ヶ年造立畢、  
承久四年壬午三月十一日御舍利殿太子御影智法眼奉同繪、  
思ふに承久造營の事はこれ等の記載に據りて疑ふの餘地無しと雖も、疑問はその創建か修造若しくは再造かあり。然るに古今目録抄は又曰く、

今案太子御所等此御舍利殿北面東西分齊也、其所以者、舍利堂修造之時、舍利堂辰巳角、南方一丈餘行、東廊内石壇之際、門柱根、古一本堀出、西一本東一本、其間一丈餘也、其時人嘗宮之門柱思、面々住、懸意之心云々、

文中所謂舍利堂修造之時を明記せざるも、寧ろ記者が見聞中の近時にあるを思見せしむるものあり。即ち前説と併せてこれを承久の修造を傳ふるものと解しかの天平創建説に照應せしむべきが如し。承久と言へば顯眞が目録抄を書きたる嘉祿頃より僅に十數年前なり。殊に聖壽抄がその創建者と傳ふる松尾勝月上人は顯眞得業と相知の間なる事抄中にその證あり。この人にして承久の創建と修造とを明らかにせざる理無ければ目録抄の説恐らく信を置くに足るべし。

舍利殿に併せて一考を要すべきは繪殿造營の權輿なり。その事殆んど古記に見えず。然も殿内障子繪の延久元年に成りし事明徴あればその承久を去る遠き以前にあるは疑を容れず。然らば前掲目録抄の記事に見るが如き兩殿合一の制に鑑み、舍利殿の創建をも少くとも延久初年に溯り得と考ふべきか。これ等兩殿の濫觴を闡明するは太子信仰の史上頗る重要な事に屬すと雖も、史料の完からざるが爲め明快なる斷案を得る事容易ならず。加ふるに建築の遺構上より見たる兩殿は承久以前に關する所無きを以て、記録上の考察は暫くこゝに留めむとす。

歸つて現存の建築を見るに、その外部斗拱の風に於いて鎌倉初期の特色を認むべく、内陣の講制亦これと規を合じうするものあり。記録上より認めたる承久の修造を更に再造の意義と解して最も適切なるを覺ゆ。蓋しこの時代に所謂修造の直ちに再造を意味するはその例少なからず。別當次第に單に造營といひ聖壽抄に誤つて











像數量記に聖靈會聖武帝勅會相七丈寺之僧徒三箇日之法事舞樂等  
手今有之代々聖朝公方御寄附之資財依有之奉修行と記しこの外齋  
會記聖樂舞等亦勅會の事を記して違ふなきを見れば上宮王院典立  
の時を以てこれが聖體と爲すべきなり。又南都七丈寺巡禮記上宮  
王院の條に毎年二月廿二日於此堂聖靈會修之一寺見物也とあれば  
この大會は年々の太子御忌を以て修し來れるが如しと雖も斑鳩嘉  
元記嘉禎二年の條を案ずるに此歲此寺聖靈會不被行如式只五師成  
業十餘雜樂衣七帖裝製講讀兩人法眼於正堂被行講法花云々とあり  
更にまた仁治元年聖靈會以勝月房供養如法令行畢といへる記事あ  
れども年々の大會の記事を載せず。恐らくは本大會修行の事たる  
其だ手重なるの故を以て寺運の隆替に由りて式は如法にこれを修  
し或は略式にこれを行ふことなほ嘉禎二年の例の如きことありし  
なるべし。且つ東山天皇元祿四年に至りては從來正堂即ち東院夢  
殿に於いて修するを例とせしこの大會を西院大講堂に移し行ふ事  
に改め且寺祿の減殺に伴ひて年々は小會式と稱してこれを聖靈院  
に修し毎五十年目の御忌にのみ古式に准じて大會式を執り行ふ事  
に準じり以て今に及べり。

而してこの大會式といふは先づ舍利殿よりは舍利を相殿よりは  
本御影を各御輿に乗せまゐらせ講師讀師各手輿にて供奉し梵音錫  
杖の香衆甲衆いと嚴かに前引後從して道樂囀曉裡に西院大講堂に  
遷しまゐらせ法の如く莊嚴なる法用舞樂を修し茲に一七日の法樂  
を終へて復た渡御の儀式に準じて東院に還御あらせ給ふことにて

古式と大差なきに似たり。

本御影は黃丹圓腹を著け美豆良を長く胸の兩脇に垂れ左手に唐  
草を彩飾したる團扇を把り右手を寛やかに伸べて膝に安んじ給ふ  
坐像にして聖容は溫和のうちに威靈を藏し姿勢は端嚴にして精氣  
充盈す。これを仰げば思光燦然として人の肺腑を射る。又その御  
裝束を飾りたる畫工奏致眞が彩筆の蹟は剝脫の憾み少からざれど  
も御袍の圓領その他には優麗なる花形丸の模様今猶存留せり。こ  
れ胡曹抄に皇太子黃丹圓腹童時又皇太子圓腹童體花形丸云々とあ  
るに吻合せるものにして皆以て古代の微證に資すべきなり。

又この厨子種の物の構造は形式手法共に奇抜を街はず技巧を弄  
せざれども大面取の細き柱及び堅櫃又は舟肘木藏手露盤等には自  
ら當代優麗の手法備はり寶珠に箔を押し桁下の壁面に胡粉を塗り  
臺の羽目板に白線を塗りたるの外は全體に黒漆を施して瀟灑の妙  
趣云ふべからず。これが裝飾も亦極めて簡單にして環珞を三面に  
垂れ臺座の上下椽に唐草を畫きたる等に過ぎず。唯この環珞の青  
茶白三色の吹玉を貫きたる線を七寶繫に組み蟹目に菱形の螺鈿を  
飾りて末端に鍍金の飾りを著けたる等脚か華麗を喜ぶ時代の好尚  
を彷彿せしめざるに非ざれども全體に於いては勉めて奇矯を抑へ  
華美を避け以て内容本尊の尊嚴を損ふことなからしめむとせる工  
人の苦心は歴々として察するに餘りあり。

又普通これを厨子と稱へ來れるが如しと雖も恐らくはこは厨子  
と稱すべき性質の物に非ざるべし。蓋し厨子なるものは佛像の小

佛師舜慶

北室住持

奉行比丘漢譽

比丘印秀

されば本御影の造顯は治暦五年即ち後三條天皇の延文元年八百七十四年  
にして佛師は僧圓快彩色は奏致眞なり。永徳の小修補ありと雖  
も本尊及び輿は造顯當時の儘なり。年代の古きよりいふも製作の  
優れたるよりいふも將また緣起の竹きよりいふも他にこれと比肩  
すべき御影あるを知らず。繪師奏致眞は有名なる繪師障子太子御  
一代記の筆者なれば古來畫史には名ある人なれども斯る不朽の靈  
像を顯造し奉れる名譽の佛師圓快の名は本朝大佛師正統系圓佛工  
系圖等一としてこれを擧ぐるものなく唯黒川春村の歴代大佛師譜  
中にこの胎内銘を引きて圓快の名を收めたるに過ぎざればその事  
歴系統を詳にする能はざるを遺憾とす。然れどもこの遺作により

て定朝門流の一偉材たるべきはこれを察するに難からざるなり。  
按ふにこの人は圓白頼通が彼の平等院を經營せる頃に盛名ありし  
工匠なるべく時恰も藤原氏榮華の黃金時代に當り佛師の建立佛若  
藤の造顯最も隆昌を極め大佛師定朝門下名工匠雲の如くに起り  
し際なれば或は定朝の直門なりしやも知るべからず。尙又定朝の  
高弟にして三條一流の祖と稱せられる法印長勢の一派が殆んど  
皆その名に圓字を用ゐたるより考ふればこの圓快亦長勢門下の優  
魁なりしやも未だ知るべからざるなり。

堂舎にて平常は鎖子を施して内容本尊を保護すべきものなれば扉  
を設けて開閉に便ならしむる要あり。然るに今これを見るに前面  
及び左右側面共に扉を設けたる痕跡なきのみならず本尊の袍の一  
部は袴帯ともにも長く臺の前面に垂れて羽目板を覆へるものなれ  
ば當初より本尊を露呈し奉る構造なりし事は極めて明瞭なり。且  
つ寶珠を戴き藏手を有し又環珞を垂れたる屋蓋の形狀等は宛然と  
して佛天蓋の性質を示せり。案ふに是れ本御影の輿の主體にして  
聖靈大會に當りて相殿より正當に渡御ある際にはこの儘にてこれ  
を昇ぐべき臺に載せまゐらせたるものなるべし。

若し夫れ本御影の作者及びその造立年代に關しては本尊胎内に  
銘文の存するあり。曰く

唯阿哩哩迦安婆哥佛師舜慶

敬白

奉造顯聖德太子御童子形御影

高三尺六寸一赫事

右始自太子生年壬辰及治暦五年五百五歲

來仍爲自他法界共成佛道法隆寺大衆

爲結緣所奉造顯也如右敬白

治暦五年己酉二月五日

奉修復御手并衣裳等

永徳四年甲子二月十七日

民部公



五六—五九 繪殿 本尊 觀音菩薩像 正面 頭部 背面

(夢達觀音)

銅造 立像  
像高 二尺八寸七分 白銅 五寸八分五厘 白銀 二寸八分  
背幅 二寸九分五厘 背幅 二寸五分  
臂幅 七寸七分五厘 腕幅 六寸七分五厘  
深指高 八寸五分

繪殿は嘗て太子繪傳を殿壁に装せしを以てこの名あり、舍利殿と相連り、その中間を古來造合と呼び置せり(第三十四回參照)。その構造舍利殿と同じく、古今日録抄にも舍利殿繪殿共有、南面有高窓、西南東階有之と記載し、今もまたその制を存して繪ることなし。本尊は即ち有名なる夢達觀音像なり。殿壁の繪傳は風に撤去せられ、明治十五年宮内省に獻納せられたり。撤去の後今の殿壁を飾るものは天明四年彌勒院主千範本願となり、畫工吉村友貞に臨寫せしめたるものなり。

この像文獻の遺すべき無く、夢達觀音と稱せられて夢達を見し人、新習すれば直に善夢に轉じ給ふとの傳説も往古より在來せりととは思はれず、その形式に據りて年代を致ふれば、最初の朝鮮傳來藝術が唐代様式に轉化せられたる時、即ち補唐藝術に移るの先驅を爲すものなるべし。寶髮ゆたかにして前代の小丁角と全く趣を異にし、單純なる頭髮の外を造るに止めず、鏡の目の如く、幾東かに分たれて、東ね上げられ掻き上げられたる痕跡を刻し、頭髮に對する印象の明瞭なると共に、更にこれを美化せむとするの傾向を呈す。三

面の頭飾また補唐式の像に見ると同じく、正面には觀音の標示として明らかに彌陀の化佛を配す。面貌はもはや根瘦の形跡を存せず、眉目整美、吻唇微笑を漏らし、慈悲忍辱の情陰約の間に瀟然たり。身に纏へる瓔珞珠飾も前代の堅重にして動作に堪へざる嫌なく、遠歩一たび移れば瓔珞として鳴らむとす。裳は輕羅か露絹か。その左右交代に造れる線は後の彎曲せる線の排けと異り、衣の上ながら殆んど肉身の曲線をその儘に感じ得らるゝの妙あり。天衣を透かして珠飾の影を顯はせるもまた同巧たるを失はず。畫にしてこの妙を味ひ得べきは唯金堂の壁畫あるのみ。彫刻としての類品は播州鶴林寺の同尊を推すの外なし。この様式は奈良朝に入りて更に融和渾熟し、橘夫人の念持佛となつて大成す。臺座は二遍切付蓮花に蓮葩を重ねたるもの、徳川時代の補修に係れり。

六〇—六五 繪殿 上宮太子御縁起繪 (壁貼付) 各面一圓

其一 圓 六尺三寸五分 幅 八尺九寸  
其二 圓 同上 幅 九尺八寸  
其三 圓 同上 幅 九尺三寸  
其四 圓 同上 幅 八尺九寸  
其五 圓 各六尺三寸 幅 各四尺四寸

御物 繪殿繪屏風裏貼の文書中に左の一文あり。  
當寺自古有畫圓傳記其寺傳云、延久元年攝津國人秦氏致其筆也、去今七百有餘年、著色剝落、同樣模糊、殆不可辨者、過半矣、寺中彌勒院現住大僧都頼公深嘆其事、數商議山中諸老別寫古圖、挂之堂壁、以原本而收、藏寺東、欲傳後世、其用意尤深矣、古昔秦氏之時、與巨勢氏相去未遠、應知

此圖畫法有典型也、畫題傳詞世尊寺伊經卿之書也、元貞原頼公之命、而雖摹古圖、不習才技、不及先賢時之相後、數百年、豈得育古人渾厚氣象乎、徒存形影、神彩索莫、奚有復舊觀、勉強把筆、聊記其來由。

天明四年冬十月、勅任法眼位吉村周士充貞書。  
又修復發願主大僧都千範の名書ある文書の中に、于時天明四年十月、月、不得止事、由諸衆、託乞催勸進、念別寫、如元張付古畫、五間傳記、修補而收、藏封倉、欲傳後世之、畫工、華井氏、某、江命、新寫之、儀、至乙巳冬、畫同新寫、既二間、雖成就、畫不至所存、不待付、天明六年二月二十三日、畫工改轉、而吉村法眼位周士充、貞、命、委新寫之、儀、領掌、而回、七、未、秋、九月、大功成就、畢、云々と記せり。これ等の文面にてこの繪殿新繪傳の由来は極めて明瞭なり。

吉村周士は大阪の畫人探仙叟法眼周山の男なり。周山は性川充信の門人、充信は探幽の高弟、鶴澤探幽の門人なれば、周士が狩野派の畫人にして、しかも父周山が同派中にありて一家を成したるを思へば、周士亦必ずしも狩野の繩墨に拘はらざりし人なるべく、而してこの新圖恐らくは彼が一生の精神を傾注せる傑作なれば、就て以て彼の畫風を鑑賞すべきなり。この畫史も亦吾が法隆寺に由りてその名を不朽にせる一人なりと謂ふべし。

六六—六七 東院 傳法堂 外觀(西北面)

桁行 七間 梁間四間 單層 屋根切妻造本瓦葺  
桁行長 八十三尺一寸 軒高(前部)一石口 十三尺九寸五分  
每間 十一尺八寸七分 大棟長 九十七尺一寸

本堂は夢殿の北、繪殿舍利殿の後に在り。所謂七間四面の堂宇にして、組物大斗肘木を用ひ、正面の軒を二重棟木、背面を一重棟木とし、内部板敷化粧、屋根裏材は丹塗、木口黄土、境本瓦葺の屋蓋を有す。  
その起原を釋ねれば、天平寶字五年十月の東院資財帳に瓦葺講堂一間、廣三丈六尺、深一丈八尺、とあるものにして、同院縁起に據れば、貞觀年度夢殿及び他の講堂宇と共に道詮律師の修理再興に係れるものなり。橘夫人の舊宅を引移せし際にも、又道詮修理の時にも、均しく講堂の名を以て稱せられしが、その後何時の頃よりかを知らざれど、古今日録抄には、次後傳法堂七間二面也、彌勒三尊三體也、此行信大僧都令住四人弟子學文所也として、既に傳法堂の名を擧げ、時人名拜堂と傍註まで加へたれば、風に改稱せられて講堂の性質をも失ひしならむ。夫れど天平時代に於ける建築の骨子は、幾度の修理を経て尙能く今日に存し、夢殿と相並びて伽藍の舊觀を改めず。その佛堂として殊に希有なるは床の板敷なることにして、未だ敷石ありしこと發見せられざれば、或はこれ橘夫人の住宅をその儘に移せし證左とも見るべからざるか。屋蓋の北側軒先に奈良時代の唐草文様ある瓦三四枚現存するが如きも、當時の名残を思はしむるにあらざるか。鎌倉時代には繪殿舍利殿と共に承久年度の修理にあづかり、屋瓦に永享、嘉吉、文安の銘あるものあれば、足利時代又多少の補修に係かりしこと明らかなり。その後記録の遺すべきものなければど



も堂宇の構造様式に變化を與ふることなく、依然として今日に及べ

堂内は何の時よりか一面に取廣げられ、莊嚴なる天蓋に覆はれたる全室はこれを二區に割し、前後兩面共に一列の壇を設けて、大小幾多の靈像を配置せり、その靈像の殊勝に至りては次第これを同説すべし。

傳法堂 本尊 阿彌陀三尊像

夾紵 漆箔 中尊坐像 脇侍立像

六八―七一 阿彌陀如來像

正面 頭部 背面 頭部 背面  
像高 二尺九寸 白頭 一尺三寸八分 白髮際 七寸九分  
面幅 八寸一分 同奥 一尺四分  
臂展 二尺四寸四分 膝展 三尺二寸八分  
同高 七寸五分 坐高 二尺四寸五分  
臺座高 四尺一寸八分 臺座徑 三尺五寸四分  
下框徑 四尺九寸七分

七二―七三、七六 觀音菩薩像

正面 背面 頭部 背面  
像高 五尺三寸 白頭 一尺二寸五分 白髮際 五寸八分  
面幅 五寸五分 同奥 六寸八分  
臂展 一尺二寸九分 膝展 一尺二寸九分  
臺座高 二尺二寸 臺座徑 一尺六寸一分  
下框徑 二尺七寸七分

七四、七五、七七 勢至菩薩像

正面 背面 頭部 背面  
像高 五尺二寸三分 白頭 一尺二寸三分 白髮際 五寸九分  
面幅 五寸八分 同奥 六寸六分  
臂展 一尺五寸二分 膝展 一尺二寸九分

侍稍趣を異にせり、何れも唐代彫刻の流風を仰げるものにして菩薩の寶髻の唐輪を重ねたる如き胸飾の花唐草を連ねたる皆その様式をとれるなり、唯その異様と認むべきは肩より胸を蔽へる綬帶の乳部の上に結節を作れるにあり、恐らく本像を除きて他にこれを見ること難かるべし。

立像の臺座に身長の中に近い高さを以てしたるも亦異數と云ふべく坐像の臺座も其だ大に過ぐるの感なき能はず、連肩盡く逸落して片影を留めざれども露出せる連肉座に當初の構造を知るの便りあり、殊れる差込の孔によりて略原形を推測するを得べし、即ち中尊座は八遍の葎蓮花脇侍座は六遍葎蓮花より成れるを知るに足る、連肉の輪廓は底部廣きに過ぎて鋭き斜角をつくるに至らず、自ら鈍重の感あるを免かれざるべく、從つてこれを承けたる數筋子高きに失し、最下の二段板座の差込亦深きに陥れるの感あり、これ等の形式美は唐式模倣の時に於いては時代趣味を支配したりと雖も、純日本趣味とは合一せざりしにや、問も無く藤原時代に於いて均衡及び形式に變化を與へ、角度高度深度に著しき加減を用ひ所謂優婉微妙のものとなるに至れるなり。

五指には多少後世の修補ありとは云へ、善く夾紵の特性を利用して五指各相異なる標示形をとれるは本彫全盛期の企及すべからざる妙所あるを悟るべし、傳法堂の創立は天平十一年僧都行信の祈願に由れり、本像固より同時の作にあらざれども、脱乾漆の製法よりすれば天平末期の製作に係れるを斷ずべく、同じ脱乾漆法を以て

臺座高 二尺一寸三分 臺座徑 一尺六寸九分  
下框徑 二尺九寸二分

傳法堂安置の佛體多しと雖も、その中央に配せられて、本尊中の本尊と崇めらるゝものは實にこの阿彌陀三尊像なりとす、その中尊の左右兩手指の頭指中指を屈して輪相を爲せるは彌陀の印相に酷肖せりと雖も、後世修補の際多少の變形を施したりとも考へ得られざるにあらざる、脇侍兩菩薩に至つては化佛持物の證徴すべきもの存せざればその名を判ずること更に困難なりとす、眞眞の古今目錄抄には、有傳法堂七間二面也、彌勒三尊也、と云ひ、當時の本堂本尊は彌勒三尊なりしを知るべし、爾後本尊に異動を生ぜしめられたればいざ知らず、堂宇依然として何等の變異を蒙らず、佛體また舊時のまゝならしめば或はこの三尊像は彌勒と兩脇侍菩薩にあらざるなきか、唯傳法堂には類似の佛像尙存するあれば、その間に混亂を生ぜしやも測られざれど、傳法堂の學文所たる意義よりすれば、阿彌陀を本尊とするよりも寧ろ彌勒を安置するの至當なるを覺ゆ。

像はその質夾紵中に中枠を省ける脱乾漆として知らる、即ち夾紵法の最も發達したる手法なり、唯その製作よりすれば、夾紵の特性を發揮せしむるよりは銅若くは木彫に學ぶ所ありしが如く、衣紋に稜角ありて東大寺法華堂の諸尊に現はれたる温秀の感を味ふこと能はず、その姿勢と云ひ釣合と云ひすべて古樸にして稚氣の脱せざるものありて、却て剛健の氣風を感ぜしむるものは即ちこれ法隆寺造佛の特徵なりとす、中に就いて中尊最もこれに近く、左右脇

して銅造に於けるが如き堅實材料の彫法を存するは、思ふにこの種の手法を用ひたる最初の造像と考へ得られざるにあらざる、乾漆法の變遷、造像術の發展を知らむと欲せば、須らく先づ第一に注意せらるべきは傳法堂の諸尊を描いて他に求むること能はざるなり。

傳法堂 東間本尊 阿彌陀三尊像

木心乾漆 漆箔 中尊坐像 脇侍立像

七八―八一 阿彌陀如來像

正面 頭部 背面 頭部 背面  
像高 三尺九寸八分 白頭 一尺三寸五分 白髮際 八寸五分  
面幅 八寸二分 同奥 一尺二分 臂展 二尺五寸一分  
膝展 三尺一寸二分 同高 七寸四分  
坐高 二尺四寸六分  
臺座高 四尺一寸二分 臺座徑 三尺五寸三分  
下框徑 四尺八寸九分

八二、八三、八六 觀音菩薩像

正面 右正斜面 頭部 右正斜面  
像高 五尺一寸八分 白頭 一尺一寸四分  
面幅 五寸七分 同奥 五寸七分  
臂展 一尺五寸二分 膝展 一尺三寸  
同奥 六寸六分 臺座高 二尺八分 臺座徑 一尺六寸五分  
下框徑 三尺二寸二分

八四、八五、八七 勢至菩薩像

正面 左正斜面 頭部 左正斜面  
像高 五尺二寸 白頭 一尺一寸九分  
面幅 五寸八分 同奥 五寸五分  
臂展 一尺四寸二分 膝展 一尺三寸  
同奥 七寸 臺座高 二尺四寸 臺座徑 一尺六寸  
下框徑 三尺五分



天平彫刻の特色種々ありと雖も、彫刻に使用し得らるべき材料の特質を知識してその宜しきに随ひ、形相の端嚴殊妙を求めて中の和を失はざるにあり。時勢の進運につれて自ら総合的のものよりは特質の偏重力を喜びて極端にその發揮に務め、觸目の實感を極として意の趣く所にこれを變動せむとするは固より免かれざる所なれども、中庸平和の美質は或は規度の外に逸するを許るべからず。中和の表準を律するは至難の業にして、これを保持するや更に難きものあるならむも、佛彫刻として獨り天平時代を賞讃する所以のものは實に材料の特質用途と形相實現の用意との中和を得たるに歸せざるべからず。

この阿彌陀如来像は石彫刻金に不満を感ぜざる結果製造乾漆の自由なる特質を喜び、桐々木彫の曙光を認めむとしたる時の作品にして所謂木心乾漆とて、本造原型の上に甚だ分厚の乾漆を敷うて頭髪までを造りたるにて、局部の特質に従ひて乾漆製を採用し、形相の材料につれて變動するを知りつゝも、形式の奔放に流さるゝを振きとめむとしたる良工の苦心を勉むべきものあり。而して動搖し易く形相の一定を保し難き部分に對して乾漆を使用せるが、この意義を精確に判断すれば、苟も生あるものとして造られたる以上何處か常住不變のものやある。彫刻として否藝術として隨時變轉の態を現はすこと能はざれども、その意義を包含せしむるは當然の事に屬せり。その氣分を取取せしむるには不壞の硬質の材を以てするよりも寧ろ軟質の搖動性あるものを選べるはこの時代に於いて適宜の

要項を得たる方法と云ふべく、その用途にして誤らずば徒らに様に従うて葫蘆を作れりと斷ずべからず。

又惟ふに乾漆即ち塗は時効を費すこと多く、工事また容易の業にあらず。佛法益々盛にして造像愈々起らば、獨り乾漆を以てしてその需要に應ずべくもなし。然かもその永久性を具するのみならずまた能く莊嚴美を興へ、殊に金屬木材の摸して及ばざる長所あり。例へば毛髪の如き形體の一定せざるものに在りては、硬性の材料を以てしてはその勞弊を庶幾し難きも、軟性の漆料はよくその實感を早著せしむるの利あり。これを以て乾漆の製は時世の推移と共に衰替せりといへども、全く絶滅するに至らず。木彫盛に行はるゝに至れりといへども、乾漆法を度外して成立すること能はず。工程の敏捷を尙びて爰に木心乾漆と稱する中間性のもの案出せられたりと見るべし矣。彫刻史の變遷より云へば、當にこれ乾漆時代を過ぎて純木彫時代に入るべき徑路の法に屬す。

兩脇侍像は中尊とは異りて脱活乾漆にして中に簡單なる木組のあるあり。體貌の整飾に重きを置き、端嚴の意義を措せざらむ範圍に於いて稍々形式に偏重したるの趣あれども、裳の裝線に下垂の意を寓しながら規則的に配し、二重に交又せる天衣を頸環に並行的につくれるなど因襲當套の手段とは思はるれど、實にこの時代に近く創案せられたるものなり。然もその間に於いて裳の裝線の手法と天衣の褶線とは自から區別せる作家の用意を見るべきにあらずや。この種の佛體尙堂内に多く、所謂傳法堂様として知られ、時を同うし

て同一流の手に成れるが如し。

臺座の形式も亦方形より圓形に移りたるもの更に數重座に進まむとする過渡期を表し、蓮肉座の高さはその直徑に比して著しく高く、殆ど楕圓形を爲し、數茄子また蓮肉に比して甚だ大にして鈍重の嫌なしとせず。數茄子大なるが故に反花從うて大に過ぎ最後の三段椀座また徒に擴大せらる。椀座皆開いて八葉をなす。八葉形は藤原時代に行はれざるにあらざれど、この如く明らかに蓮座形をなさず。その圭角の存するは即ち曲線の影強なる所以なり。かくて蓮座は總じて平手として堅重の感ありとはいへ、未だ曲線の變化を利用して巧妙なる輪廓美を呈するに至らず。かくの如きは總て製作美を味はむよりは寧ろ彫刻史上資料として貴重すべきものなり。

### 傳法堂 西間本尊 阿彌陀三尊像

夾袴 漆活 中尊坐像 脇侍立像

#### 八八—九一 阿彌陀如来像

正面 頭部  
右側面 背面  
像高 五尺九寸八分 自重 一尺三寸五分 自重 八寸五分  
頭高 八寸二分 頭寬 一尺二分 臂長 二尺五寸一分  
體高 三尺一寸二分 體寬 七寸四分 坐高 二尺四寸六分  
臺座高 四尺一寸二分 臺座寬 三尺五寸三分  
下座高 四尺八寸九分

#### 九二—九五 觀音菩薩像

正面 頭部  
左正側面 背面  
像高 五尺一寸八分 自重 一尺一寸四分 自重 五寸七分  
頭高 五寸七分 頭寬 六寸六分 臂長 一尺三寸  
臺座高 二尺八分 臺座寬 一尺六寸五分

#### 九六、九七 勢至菩薩像

正面

像高 五尺二寸 自重 一尺一寸九分 自重 五寸八分  
頭高 五寸五分 頭寬 七寸 臂長 一尺四寸二分  
體高 二尺四分 體寬 一尺六寸 下座高 三尺一寸五分

中尊の阿彌陀の形相としては兩手を胸前にし、各その頭指と第四指とを屈したる異形にして、金堂壁畫の同尊と稍々近く、法華寺の有名なる畫像及び廣隆寺講堂本尊と全く相似たり。定印及び來迎形の行はるゝ以前に於いて本像の如き形相が斯くも尊崇せられたる所以は佛敎造像史上の注意すべき現象なりと云ふべし。

この三尊共に脱活乾漆にして、中に木組あり。傳法堂安置の諸尊中この種乾漆系に係るものは特色顯然として自ら他と別つを得べし。顔面く頭太く、髮幹堅重、纖細なる伎巧を避けて莊重の感を有するは既に知悉せられたることなれば、今又これを反覆説せざるべし。たゞこの像にてはいかにも頭部大に過ぎ、總身較々矮小の嫌なきにあらざれども、次で起るべき平安朝初期の一本彫成の作風に比して、彼に見るが如き猪首にして胸隔の狭小なるとは異りて、姿勢騰揚にして金剛不壞の趣あり。裝文また悠容なる曲線を使用し、以て姿勢の表現と照應するに努めたり。

臺座の制蓮肉座を高くし、數茄子を大にし、特に反花を扁平にしてその面積を擴張し、以て大なる二段椀座との釣合を計れり。然り而してこの大なる二段椀座の莊重なる像身を受くるに適當するのみ



ならず、臺座の各部また能くこの像身の莊重を助くるに於いてその意を得たるものと云ふべし。

九八 傳法堂 光 背 全形

木造 漆箔  
高 四尺五分 上幅 一尺六寸三分 下幅 二尺三分

花文透彫にして優麗精緻を極め、殘破の除向奈良朝藝術の面目躍如たるものあり。傳へて傳法堂西間本尊阿彌陀三尊中の中尊阿彌陀如來像第八十八圓の光背と云ふ。何時の頃にか大破せしを以て別に堂内に存置せられしが、年所を經るの久しき遂に全く打捨てられたりしを、端なく昨年偶々發見せられ、姑らく二重圓形の木板に取付けて保存せらるゝこととなれり。

本尊阿彌陀三尊は乾漆と云ひながら、軟材料を取扱ふに多少重厚の感に過ぐるの疑あるに反して、硬材料の木彫に在りては、繊細優麗の致を盡すこと斯の如くなるを見れば、これ或は本像と作家その人を異にするに似たり。思ふに奈良朝時代に在りては、工藝技術の發達驚くべきものあり。正倉院の御物に徴するも、木具彫刻の精巧殆んど微に徴するの妙あり。又彼の唐招提寺の本尊盧舍那佛及び千手千眼觀音像の光背の如き、均しく木彫漆箔のものにして、火焰並に寶相華透彫の微妙なる真に驚嘆に堪へざらざるものあり。當時木彫造像木だ大に行はるゝに至らず、名工寮しく工藝技術にその雄を稱するのみにて、或は佛工に附屬し驅使せられて佛、陀の尊容にその踏足を伸ばすの餘地無かりしものか、工藝技術に絶技を有しな

がらこれを移せる木彫造像を見ることが能はざりしは、奈良朝藝術を窺ふについて甚だ遺憾に堪へざる所なり。

九九 傳法堂 阿彌陀如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 二尺七寸 白頭 八寸八分 白髮際 五寸五分  
面幅 七寸 同奥 七寸 臂張 一尺六寸  
膝張 二尺二寸三分 同高 四寸八分 坐奧 一尺五寸六分  
臺座高 一尺五寸四分 臺座徑 二尺九寸三分

一〇〇 同 藥師如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 二尺六寸五分 白頭 八寸一分 白髮際 五寸二分  
面幅 五寸四分 同奥 六寸九分 臂張 一尺六寸七分  
膝張 二尺一寸三分 同高 四寸五分 坐奧 一尺六寸六分  
臺座高 一尺九寸五分 臺座徑 二尺三寸八分  
下幅徑 一尺八寸九分

一〇一 同 釋迦如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 二尺四寸一分 白頭 七寸六分 白髮際 四寸六分  
面幅 四寸七分 同奥 五寸九分 臂張 一尺六寸二分  
膝張 二尺 同高 四寸六分 坐奧 一尺五寸七分  
臺座高 二尺九寸一分 臺座徑 二尺三寸二分  
下幅徑 三尺六分

一〇二 同 彌勒如來像 正面

木造 著色 坐像  
像高 二尺四寸五分 白頭 八寸三分 白髮際 四寸九分  
面幅 四寸六分 同奥 六寸四分 臂張 一尺五寸五分

部分補作なり。釋迦像は前二像に對して一時代を後れ、而も正に定朝以前の風にして、貞觀式刀法の銳利なるを見るべし。臺座蓮肉以外の部分と兩手先及び雲端とは藥師像と同じく最近の修補に係れり。

一〇三 同 天鼓音如來像 右正斜面

木造 著色 坐像  
像高 二尺六寸六分 白頭 一尺八寸八分 白髮際 五寸一分  
面幅 五寸二分 同奥 六寸五分 臂張 一尺五寸五分  
膝張 二尺三分 同高 五寸 坐奧 一尺五寸  
臺座高 二尺一寸八分 臺座徑 二尺五寸六分  
下幅徑 三尺八寸七分

一〇四 同 彌勒菩薩像 正面

木造 著色 坐像  
像高 三尺五分 白頭 一尺一寸二分 白髮際 五寸六分  
面幅 五寸一分 同奥 六寸七分 臂張 一尺六寸  
膝張 二尺二寸九分 同高 五寸一分 坐奧 一尺四寸八分  
臺座高 二尺三寸四分 臺座徑 二尺五寸二分  
下幅徑 三尺九寸二分

傳法堂本尊以外の諸佛に就いては古今一陽集に、其外古佛餘多有之、彼尼寺中宮寺、荒廢之時、因爲本寺移容當寺也と見ゆ。凡そ奈良朝の中葉より藤原時代の末に至る諸種の遺作を藏し、特に優秀を以て稱すべきものあらざるも、皆時代の好範たらざるは無し。阿彌陀像及び藥師像はその大きさ並に製作酷似し、共に天平の盛期に屬す。その衣文の雄麗にして自在なる、木彫にして巧みに夾紵の手法を混じたるもの、臺座は阿彌陀像のものは像と時を同じうせざと雖も、平安初期の遺品とし又好箇の資料たり。藥師のものは大

一〇六 同 阿闍如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 二尺八寸七分 白頭 九寸五分 白髮際 五寸七分  
面幅 六寸 同奥 六寸八分 臂張 一尺六寸三分

一〇五 傳法堂 釋迦如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 二尺八寸三分 白頭 九寸一分 白髮際 五寸四分  
面幅 五寸五分 同奥 六寸九分 臂張 一尺七寸六分  
膝張 二尺三寸八分 同高 四寸 坐奧 一尺五寸三分  
臺座高 二尺二寸九分 臺座徑 二尺四寸七分  
下幅徑 三尺五寸三分



像高 二尺三寸二分 同高 四寸 坐高 一尺五寸五分  
臺座高 二尺五分 像内徑 二尺三寸  
下框徑 二尺八分

一〇七 同 藥師如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 一尺八寸五分 白頭 九寸九分 白髮際 五寸八分  
面幅 八寸九分 同高 七寸七分 臂展 一尺六寸九分  
臺座高 二尺三寸 同高 四寸四分 坐高 一尺七寸五分  
下框徑 三尺一寸九分

一〇八 同 阿彌陀如來像 正面

木造 漆箔 坐像  
像高 三尺五分 白頭 九寸八分 白髮際 五寸六分  
面幅 五寸七分 同高 七寸六分 臂展 一尺八寸四分  
臺座高 二尺三寸二分 同高 四寸七分 坐高 一尺六寸八分  
下框徑 二尺三寸二分 像内徑 二尺四寸八分  
下框徑 二尺五寸六分

これ等四體の像はその傳法堂創始と共に安置せられたるものならざるは形相様式の遙かに降れる藤原末期のものたるに徴して明らかに従うて本堂と特殊の關係ありや否や固より斷定すべき限にあらざり。只何時の頃よりかこの堂に安置せられてその處を得たりと見て可なり。孰れも天台淨土の觀念既に成熟して欣求淨土の成佛説盛んに行はれ區々たる阿彌陀の形相も略々その軌を一にして、或は來迎に或は定印にひたすら專念渴仰したる時代の本尊なり。螺髮細やかにして肉髻より額まで七段配列となり、外形恰も頭巾を戴へる如く、額狭く鼻梁低く眼著しく俯瞰して輪廓の豊肥なると適

に在りて頗る異例に屬し、この形よりして阿闍如來の稱號をも與へられたるなれど、胎内の墨書よりすれば一考せざるべからざる所なり。墨書に云、

法隆寺權上座永範大法師

並緣女女三宅氏

兼所主愛子僧嚴雅

並女記氏所生太郎

小兒橘氏

同氏童子

兼一家一門從眷屬等

而して背面に又飛字の墨書あり。飛は即ちこの如來を表せる種字にしてその阿彌陀如來の種字たるは毫も疑を容れざるところ也。文中に存する權上座永範大法師の何時比の人たりしや、本寺の補任次第に徴すべき無く、嚴雅の如きまた固よりその人を推定すべき資料を有せずと雖も、文章よりすればこれ等の一人々の發願造立と認めらるれば遺像様式の時代と其の時を同らすと云はざるを得ず。果して然らば種字の正義を誤らざるに於いては、當然阿彌陀如來として後生菩提の結願の爲に造立せられしを衣角把握の異相よりして阿闍如來の稱號を與ふるに至りしなり。形相のみを以てこれを五智部の一尊としての阿闍如來と考ふるはその謂れ無きにあらずれども、種字よりして藤原氏の末葉時代に在りて斯る形相の阿彌陀如來と考へられたりとせば、信に古今にその例を絶せりと云ふべし。

應し、圓滿なる體貌、婉曲なる裝線、また能く渾和せる思想の標示たるべき定印の内容を啓開するに似たり。

臺座また四軀に於いて皆その規を一にせるが中に釋迦如來像のもの最も完好せり。蓮座は五遍背蓮瓣より成り、通有なる六遍背制をとらずして、却て間敷の意義を切實にしたる感あり。次に八角に削り成せる臺ありて、上は以て蓮花座を捧ぐるの勢を示し、下は則ち八葉花盤に運るの勢を導く。花盤の肉の豊かなるは則ちその氣勢を承けて餘勢をその瓣端に放散せしむるの裝置となり、然り而して臺座を平面に安置するの設備始めて全しと云ふべし。花盤の花足は敢て實用あるにあらず。花盤の瓣端の上に反撥せる力を支持せん爲めに外ならず、かくてその下なる受板は全く平面となりながら輪廓の調和を保たむ爲に八角形をなす。八葉の八角形となれるは即ちその平面となれる所以にして、所謂胡桃形反花あつて姑く受板の彎曲せる餘勢を繋ぎて安定の地をつくり、三段板座を俟つてここに金剛不動の臺座を形成す。その各層形を異にして相互に緊密の關係あり。層々變化して美觀を呈する中に自から安定の裝置に運るの妙は、これ藤原時代に於ける佛師が苦慮して案出せる所實に天竺震旦には見も及ばざる特徴なり。その詳細なる權衡は數字を以て示すの明らかなるに及ばずといへども、今は煩を避けて略に従ふ。花盤の面、板座の上に一々蓮花を刻出せるもまた藤原時代の特徵にして、その前後に於いてこれを見ることなし。

阿闍如來像は形相として左手に衣角の一端を握れるはこの時代

臺座の花盤以上は本來のものにして、それ以下は近世の増補に係れるものなり。

藥師如來像は所謂定朝風のや、末流に下らむとせるをもつて典型の裝飾既に重きを感ぜしむるも、なほ甚しく柔靡の態に陥らざるを賞すべし。藤原式九重座の完備に近き臺座の敷蓋子と板座とは最近の修補に係る。

阿彌陀如來像は前三像に比して衣文尤も簡に從ひたるもの、從うて精彩の乏しきを如何せむ。臺座は反花までは古物なるもその下の三段板は近年の補作なり。

一〇九 傳法堂 梵天像 正面

木造 著色  
像高 五尺三寸三分 白頭 一尺一寸七分 白髮際 五寸六分  
面幅 五寸二分 同高 七寸一分 臂展 一尺五寸九分  
臺座高 一尺四寸

一一〇、一一一 同 帝釋天像 正面

木造 著色  
像高 五尺三寸八分 白頭 一尺七分 白髮際 五寸四分  
面幅 五寸三分 同高 七寸二分 臂展 一尺一寸七分  
臺座高 一尺四寸一分

梵天、帝釋天は南都古宗教の佛壇裝置に於いて結界鎮護の神と配せらるゝを常とす。圖に示せる帝釋天の胎内には墨書もて、敬白奉修造帝尺 勸進聖人僧靜寂



保元元年四月二十八日戊辰日造功記

の銘あり。梵天像には銘記なく、一見帝釋天と同時の作と思はれざるにあらねど仔細にこれを對照すれば技巧自ら異なり、時代また同じからざるものあり。彼は修造銘記の如く藤原季世の作、是は手法の差に由つて同じ初世の像と認めらる。何れも密教造像法に様式をとり、五佛寶冠に似たる寶冠を戴き、頸短く肩窄り、乳部と腹部に著しく女性の特徴を現はせり。その技巧を比較するに、梵天の主要を領せむとするに反して帝釋天には稍々小巧を弄する傾向あり。一は簡潔を尚び、一は繁褥に流る。帝釋天の鬘邊にはつれ毛を刻出せるは梵天の清く梳き上げられたる作風に見て如何の感かある。梵天の衣は自ら肉體の高低を透かし見るが如く領襟の刀法にも深き工夫の現はるれど、帝釋天に在りては様に依りて刻せる華傲の痕跡、捲ふべからざるものあり。襟の接合せ際の伎倆など彼此同時に譲すべからざる等差の認められ、兩袖の端も一は莊重、一は少しく輕浮に失し、裾張にも直下の線を用ゐしと曲線をあしらへるとは作家の用意同一ならざるを察するに足る。臺座の胡蝶形反花に徴するも、梵天座の造妙なる遙かに帝釋座を凌がむとす。この技巧の優劣よりして觀れば作家と時代と各相異なるものあり。或は帝釋天像早く破壊したるにより、殘存せる梵天像によりてこれを補修せしにあらざるか。胎内銘に奉修造と云へるも多少この間の消息を漏せるにあらざるや。帝釋天の造像銘のみありて梵天に存せざるも亦同

を遺憾なく披露せしむるの技倆は固より鎌倉時代の名手を依りて完成せられ、彫刻としての發達と妙味との遙かに藤原時代を凌駕するものありと雖も、自らこれ新時代の活動せる思想と同化せるものにして、壇上莊嚴の靜肅なる語調はこれが爲めに亂さるゝの虞なき能はず、この四天王の如き藤原時代の代表作と推賞するまでのものに非らざれども、よく時代精神に則とりて靜肅莊重の氣分を全うせむとしたるを見るべし。佛像彫刻は或る意義に於いて正規を遵守し、徒らに私意を加ふるを許さざる所あり。思ふに藤原時代に於いては名だゝる佛師は本尊若くはその親近なる脇侍眷屬の製作に従ひ、外護の四天王の如きは甚だ頼みられざりし形跡あり。その作家の記事毫も史乘日録に上らず。胎内銘もまた存するものなし。然るに鎌倉の佛敎藝術復興時代に入るに及びては、四天王は勿論實に外護の任に當れる門内の金剛力士に至るまで造立の記事著しく當時の筆録に上り、又當代第一の名手進んでその任に膺れるを見る。時代思想の變遷自らこれに由りても微すべく、信仰の趨勢と趣味の歸向する所も亦忿怒勇武の發現に傾けるを證すべきなり。康慶運慶の輩出とこの四天王像の造功とは時代相近く思はるゝも、その結果を比すれば雲泥の差あるは何人も首肯する所ならむ。この時代的差別を検するを得るは則ち實物現存の實にしてその藤原時代の實物現存するもの實に寥々たるを思へば、この像の如き確かに貴重せらるべき標本なりといふべし。

時の祈願にあらざるを考へしめざるにあらざる。臺座の様式能樂の太鼓に似たるは蓮花座と荷葉座との中間をとりて、天部に相應するやう特に案出せられたるもの、本寺以外に見るべからざる特徴と稱して可なり。

一一二—一一五 傳法堂 四天王像 各正面

木造 立像

持國天	像高 三尺二分	白頭 六寸八分	白髮際 二寸九分
	面幅 二寸九分	口鼻 四寸二分	衣又高 三寸
增長天	像高 三尺七分	白頭 六寸七分	白髮際 三寸二分
	面幅 三寸	口鼻 四寸	衣又高 三寸二分
廣目天	像高 三尺一寸九分	白頭 六寸六分	白髮際 三寸三分
	面幅 三寸三分	口鼻 四寸一分	衣又高 四寸四分
多聞天	像高 三尺二寸二分	白頭 六寸七分	白髮際 三寸五分
	面幅 三寸三分	口鼻 四寸一分	衣又高 三寸一分

各軀その後頭部に常樂寺四天王四體之内と墨書あり。この常樂寺は都跡村尾ヶ辻に現存せるその寺のことにして、何時の頃か因縁あつて本寺に移座されしなり。四體は持國、增長と廣目、多聞と二軀宛作を異にし、前者は後者より製作年代早けれど、その様式より見て共に藤原後期の作とする外なし。奮躍勇猛の相未だ鎌倉時代に見るが如く壯烈ならず。顔面と態度とに多少威武の發揚を試みたるのみにて、尙藤原彫刻に通有なる典雅の風を帯びたり。神將の威風

一一六 傳法堂 不動明王像 正面

木造 著色 立像

本像に就きては古記の微すべきなく、固より傳法堂假安置のものとして堂とは深き關係の存するなし。兩眼齊しく睜けるは智證大師相傳の形相に據れるにて、頭髪の螺形を爲さず、裳の腰線に自在の致を缺けるは藤原時代の様式を墨守して變通を失へるなり。思ふに鎌倉中葉に近き作ならむ。鎌倉時代は本寺に密敎の浸漸せる時にして、法は新らしきを傳へながら造像法は全く運慶一流の外に超然として立ち、飽くまで舊様の保存に努めたる、當初の法隆寺の現狀この像に對しても想像に餘りあり。

一一七 東院 鐘樓 側面

桁行三間	梁間二間	重層	屋根入母屋造本瓦葺
約體總高 正面 二十尺	同	側面 十六尺	
大槓長 二十尺一寸	同高(白石口) 十六尺七寸七分		
桁行長 十三尺六寸四分	軒高(丸彫) 十九尺六寸七分		
柱間長 十三尺六寸四分	中央柱間 五尺六寸		
左右柱間 各四尺二分	柱間 各四尺八寸五分		
勾欄高 二尺八寸			

別當記及び綱所日記に據れば、應保三年二月廿九日庚寅上宮王院鐘樓建立之とあり。東院伽藍の舊記これより先に鐘樓存在の事を傳へざれば、正にこの時初めて創建に係れるならむ。腰壁上部白漆喰壁、下部殆んど三分の二は板張袴腰となり、その東側に扉を設けて出入の口となす。軒二重として組物二手先を用ゆ。上層は折廻しの四方縁にして組勾欄を設く。その正面背面の中間には板扉あり。



自餘はすべて櫺子窓とす。應保以來の記録傳はるなしと雖も、鎌倉時代の始に當りて大修理を加へられ、全くその時代の様式と化し、爾後幾度かの小修理を経て今日に及べるものなり。

一一八

鐘

全形

銅造 全形  
至口幅 五尺三寸四分 口径 三尺五寸 撞棒長 六寸七分

前の鐘樓に懸くる所の鐘は即ちこれなり。古今日録抄に、此鐘中宮寺鐘也、自中比懸之、日中奉出御舍利拜集會鐘二度、初鐘已刻如普通、今一度名七鐘、是午剋也とあれば、應保三年鐘樓建立の際、新に鐘を鑄ずして中宮寺のものに移せしにて、現に中宮寺の三字銘の存し、益益所傳の誤らざるを證すべし。製作様式また中宮寺創立の頃に近からんとす。

一一九

東院西門

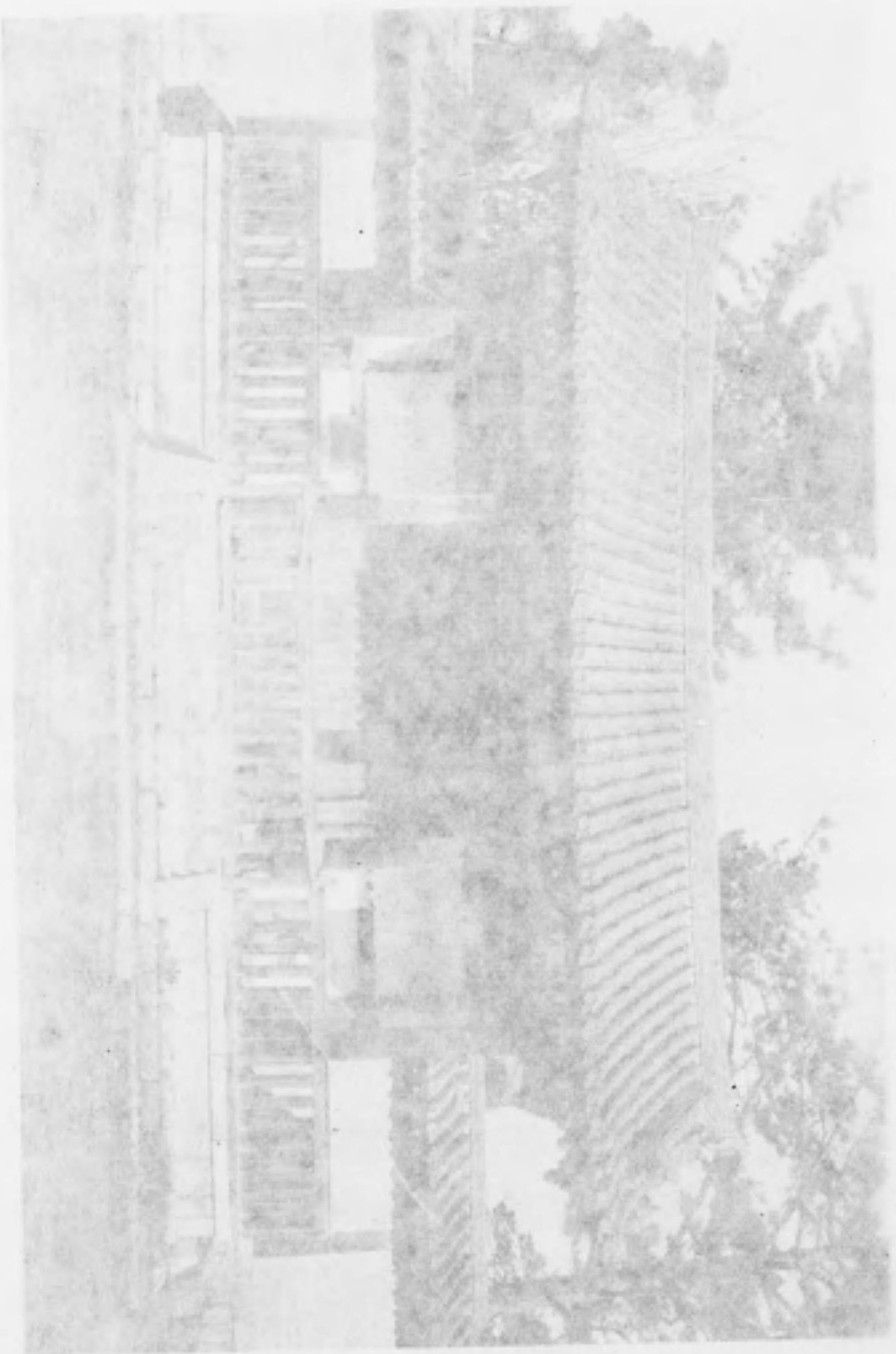
全形

四脚門 屋根切妻造本瓦葺  
柱長 十尺八寸五分 軒高(軒枿) 十一尺七寸五分  
軒出(木直) 二尺七寸二分 大棟長 二十二尺八寸五分  
建物全高 十九尺九寸五分

東院の西面に位する門にして、南大門、通稱不明門は日常開くなきを以て、參殿に賽する通路としてこの門を開いて出入に便にす。軒二重、組物三ツ斗、その創立年代を詳かにせざれども、廻廊と同じく室町時代に成れるものなるべし。

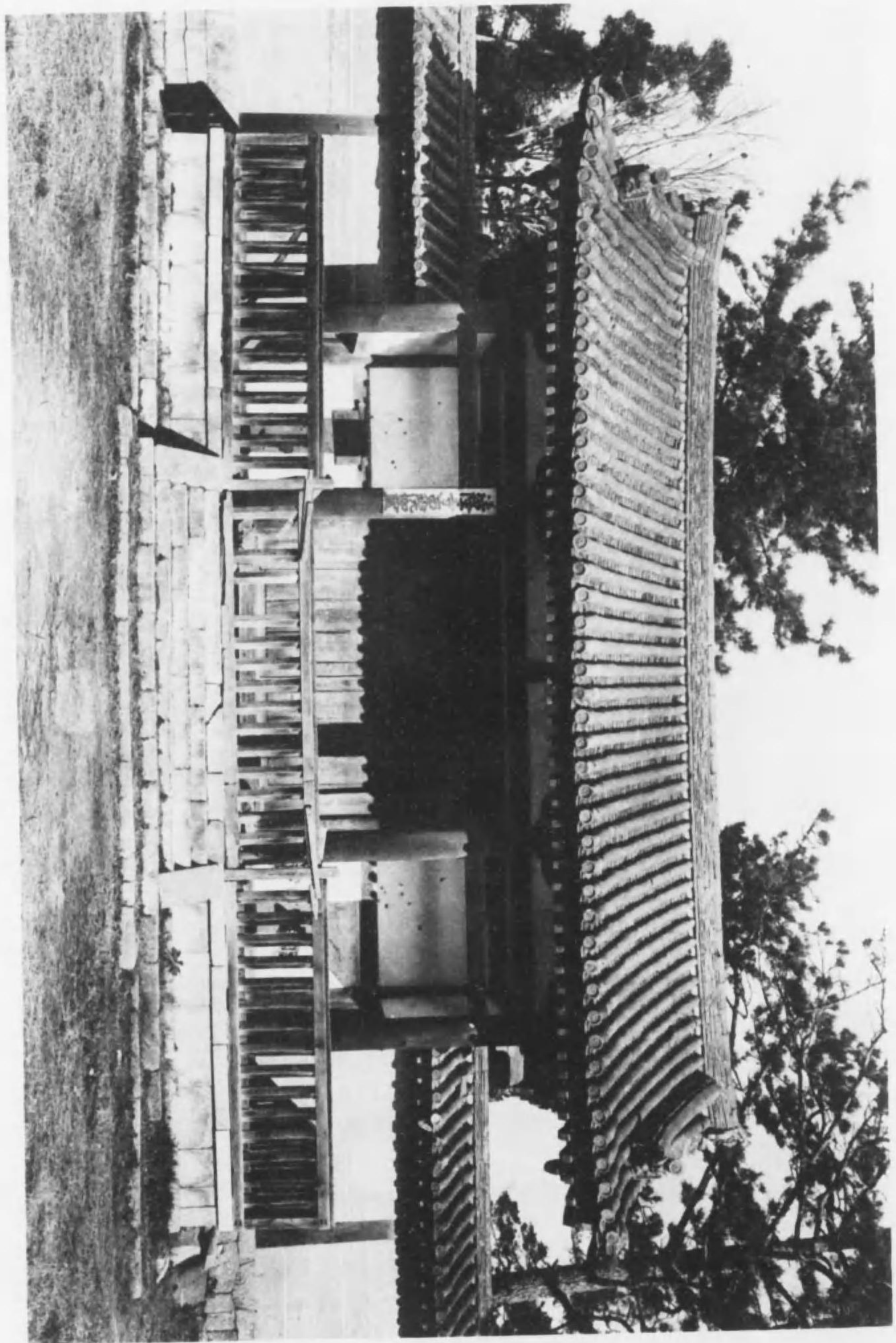
一二〇

東院伽藍諸堂配置圖



本輯に於いて東院伽藍諸堂の説明略々完了せるを以て、その配置の大體を通覽するに便せむ爲め本圖を加ふることとせり。東院伽藍は全然西院伽藍即ち所謂法隆寺の諸堂と獨立し、彼の金堂を中心とする。是の參殿を中樞とするとはその意義相同じからず。彼は純然たる佛刹なれども、是は太子の舊蹟保存の意義を帯びたり。八角圓堂に觀音を本尊とせる堂宇は南都にその例ありと雖も、祈願主の舊蹟に據りてその念持佛を本尊とし、本尊崇拜の念と故人追慕の情と併せ得るものに至つては、恐らく東院伽藍の今に存するのみならず。



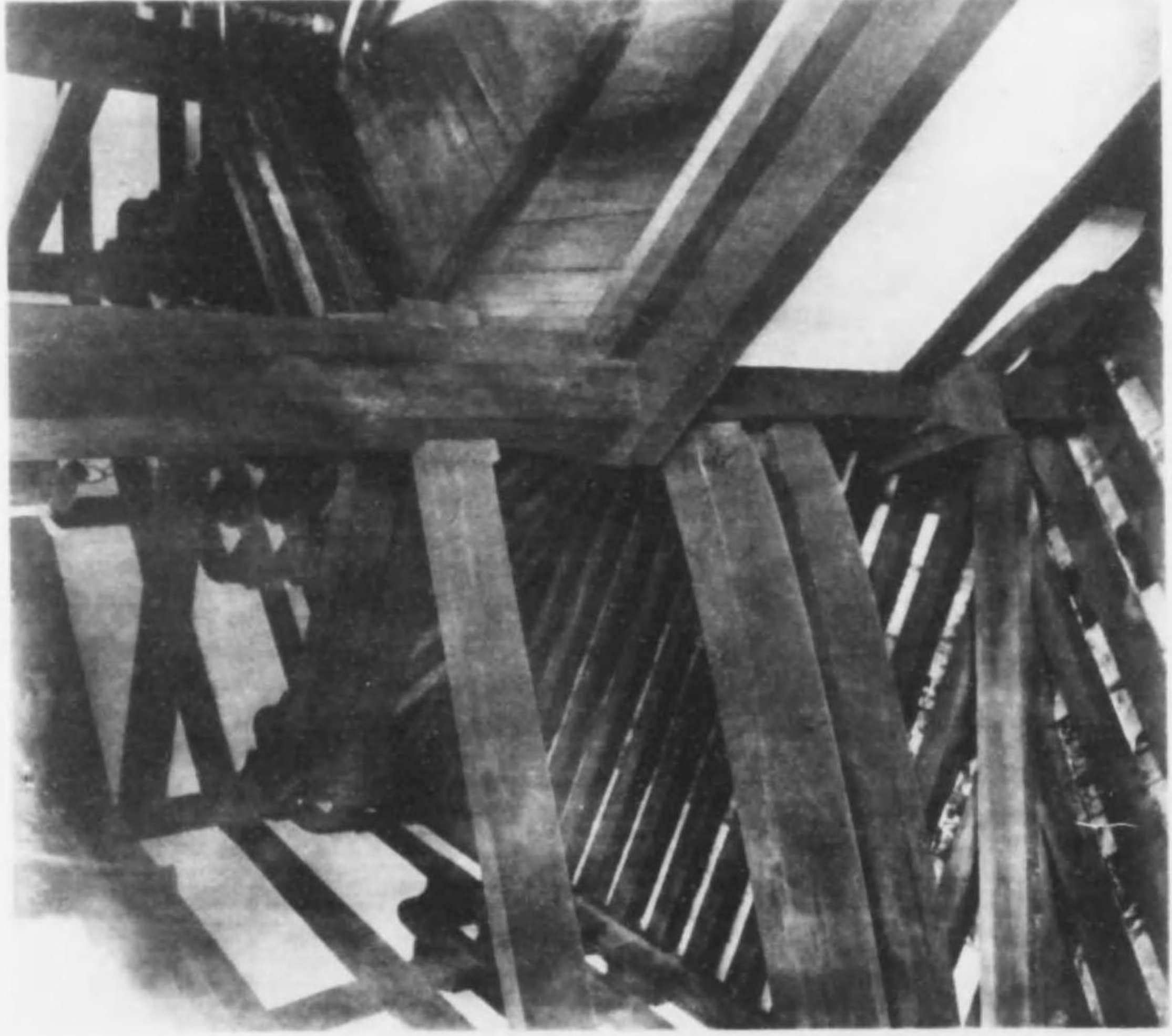


Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



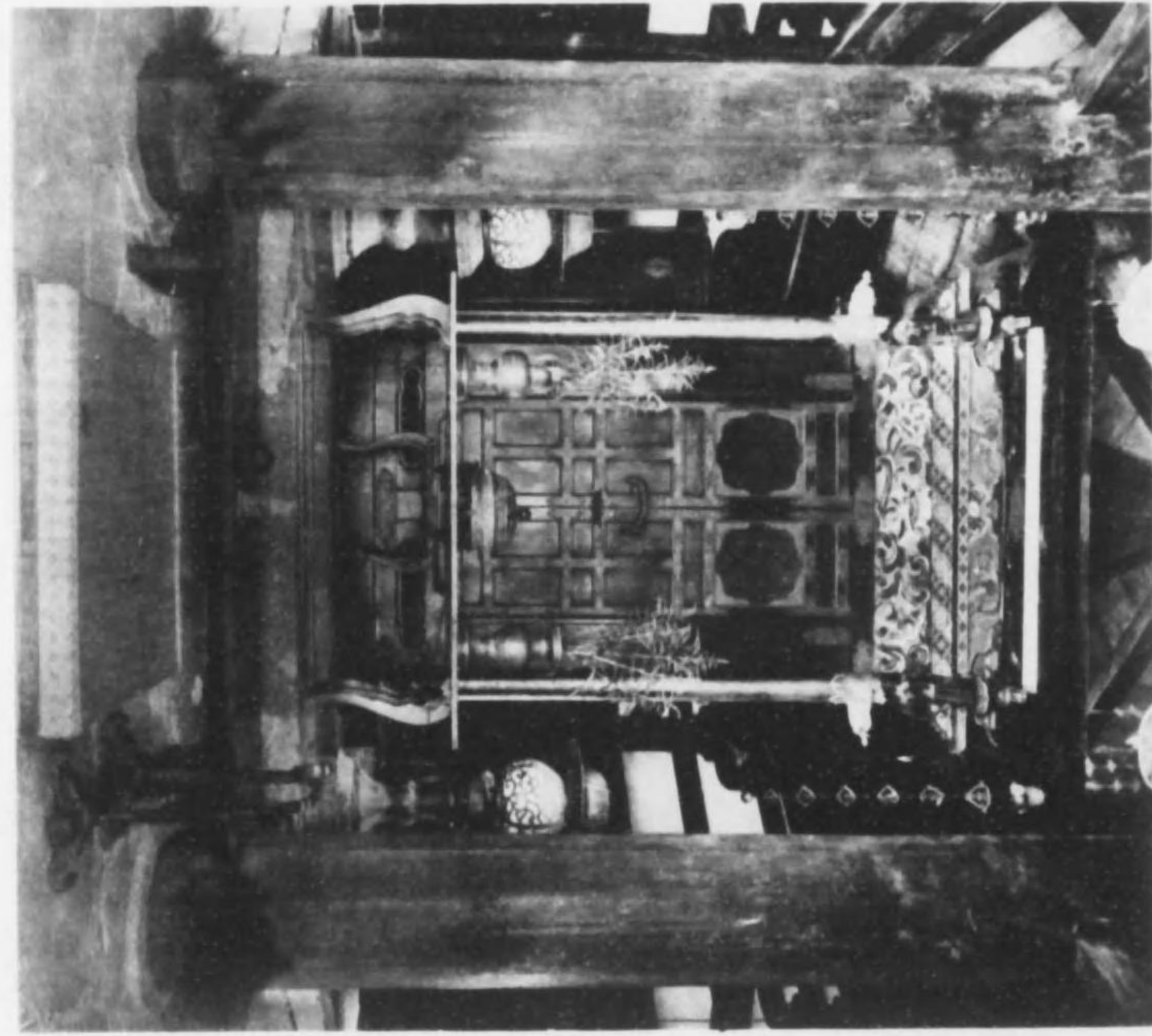






PL. 4

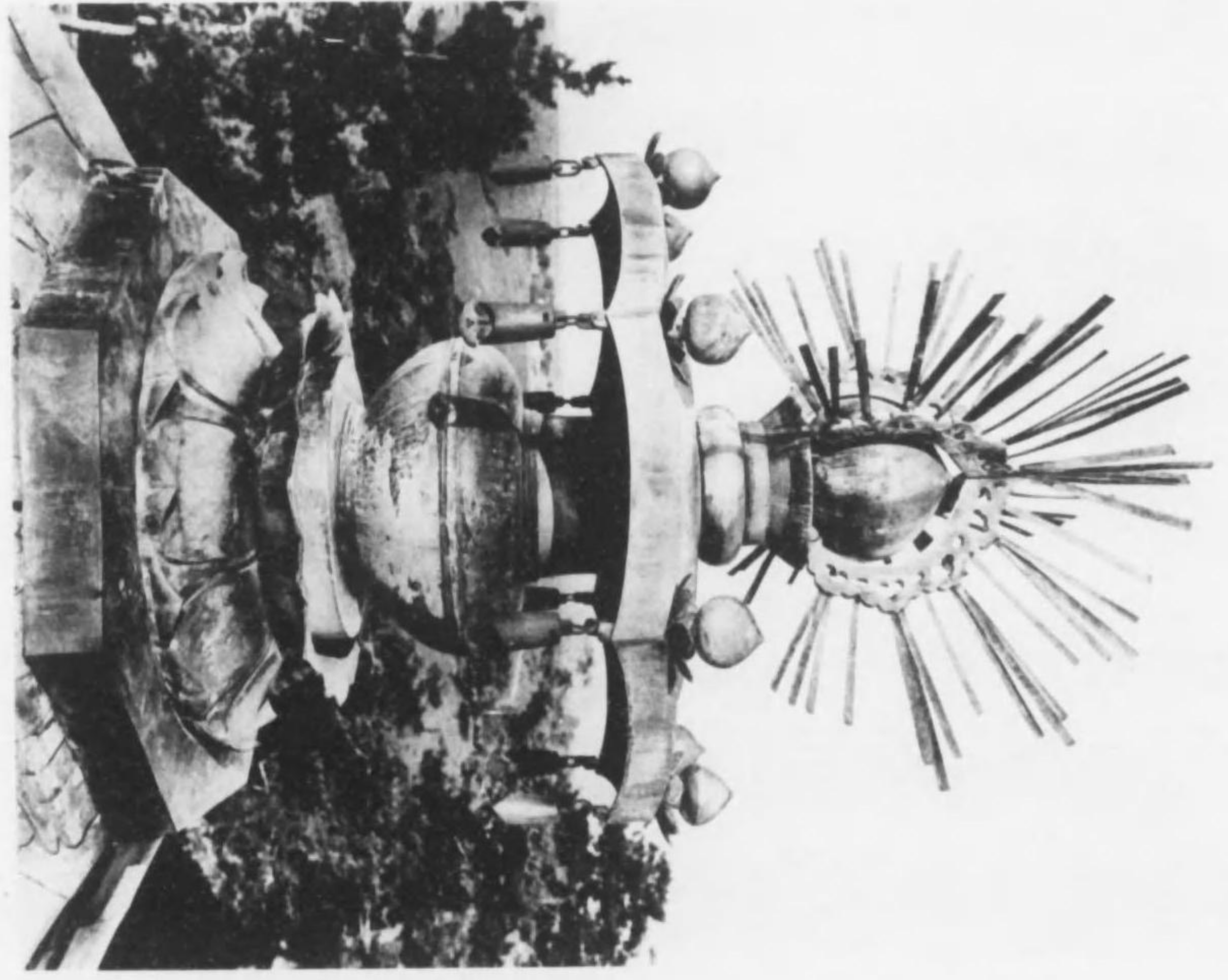
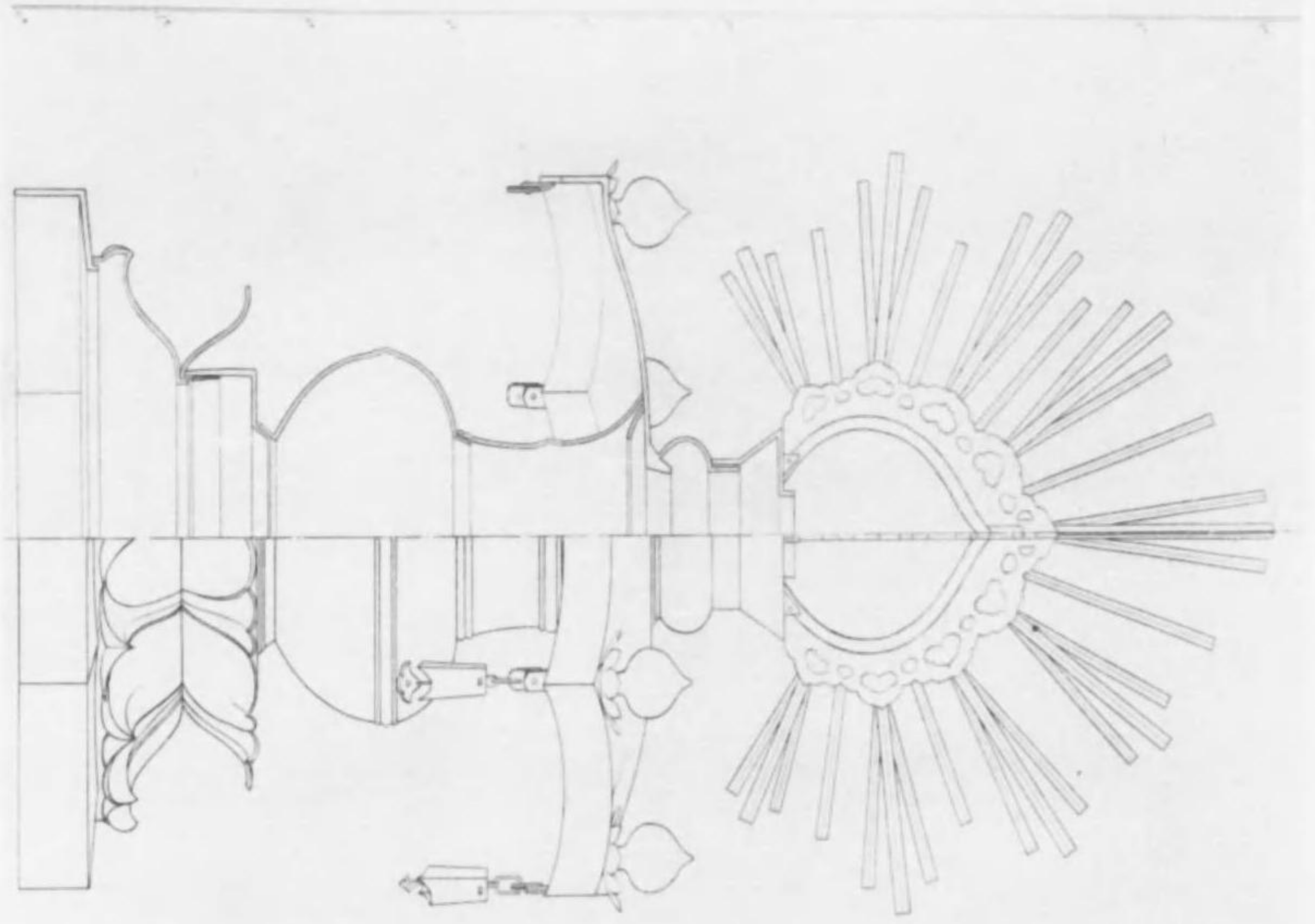
WOODWORK



PL. 3

WOODWORK









PL. 7

五七〇 四



PL. 7

五七〇 三



PL. 8

五七〇 二



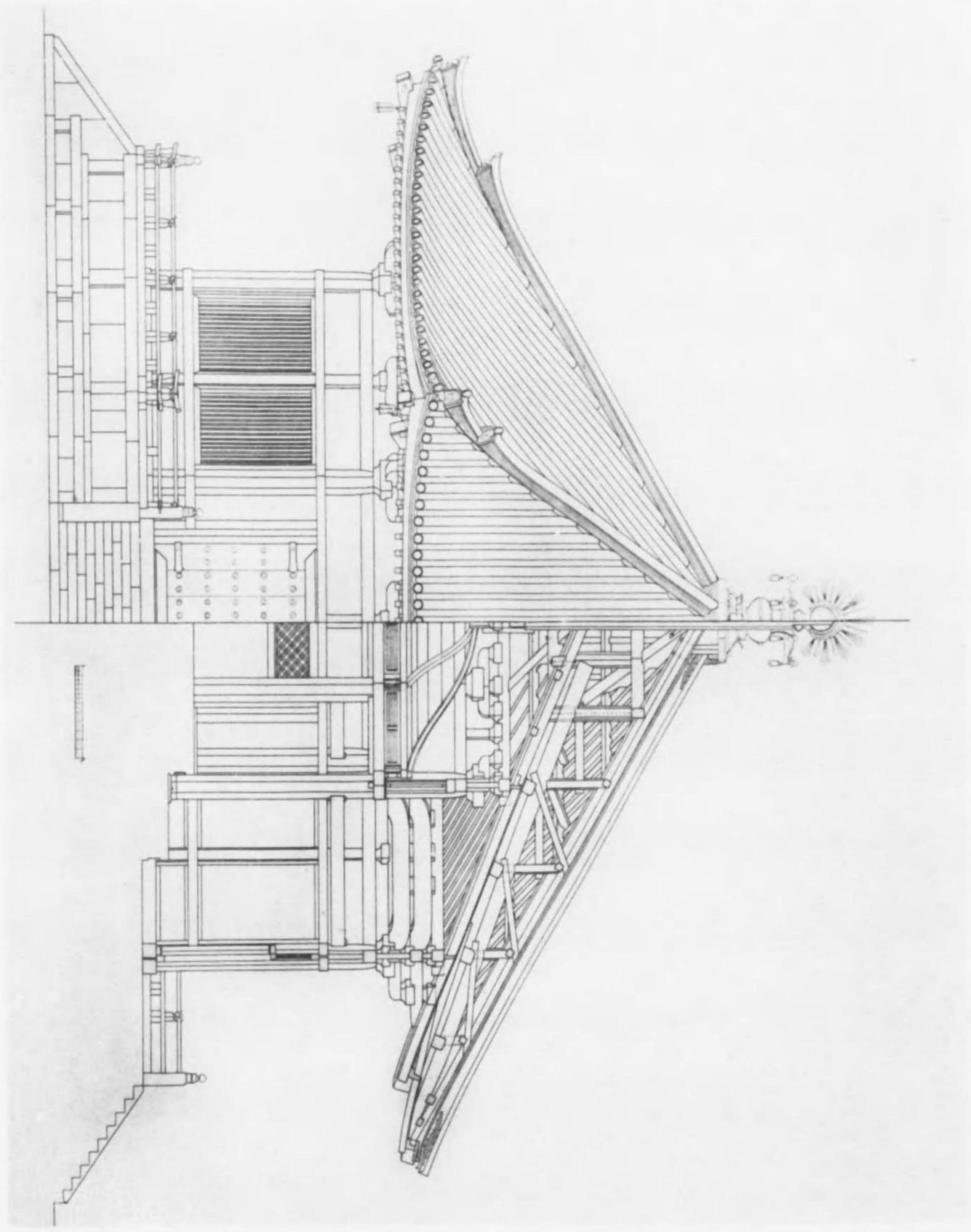
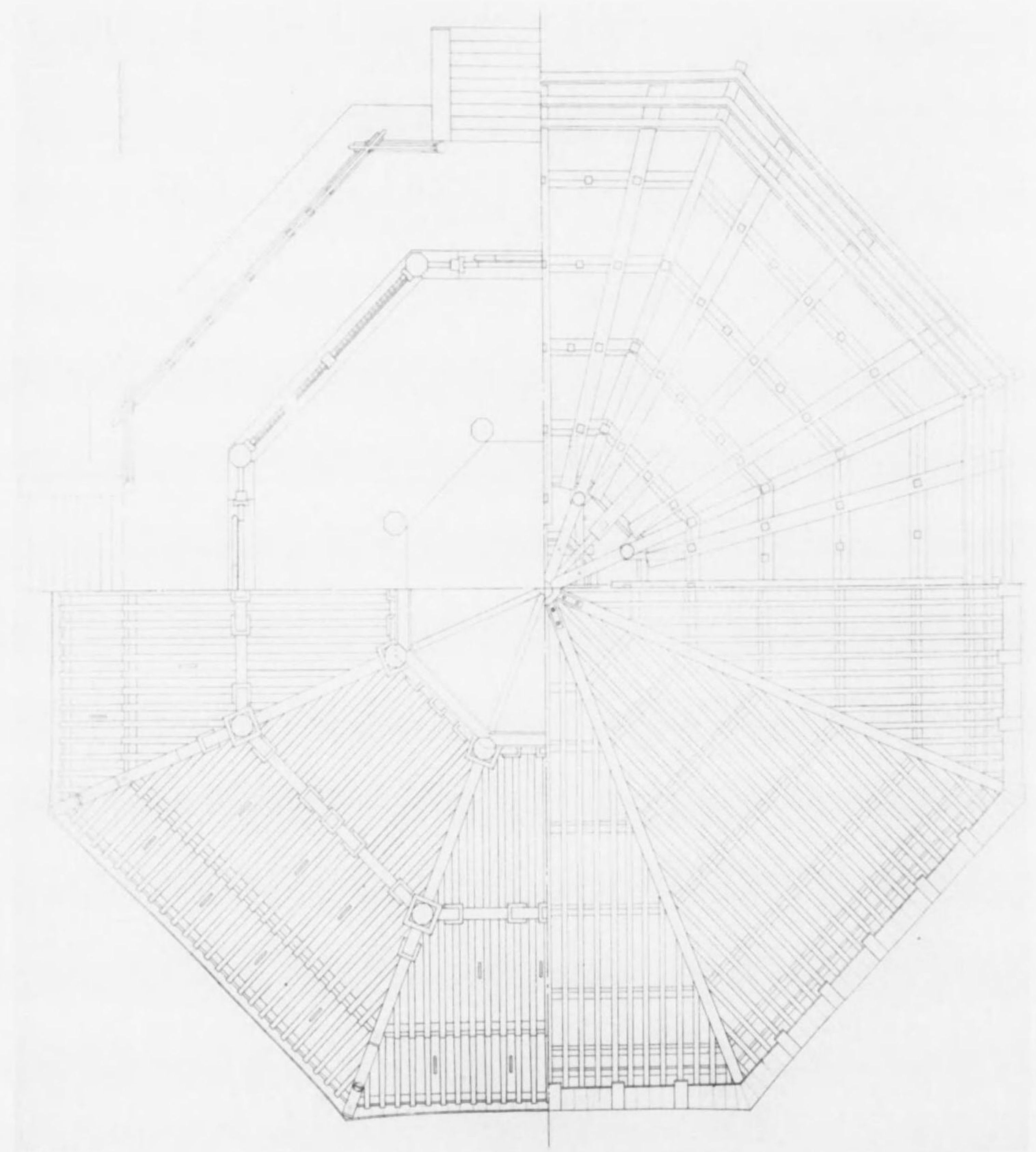


Fig. 7.

Architectural drawing





11-719

11-719













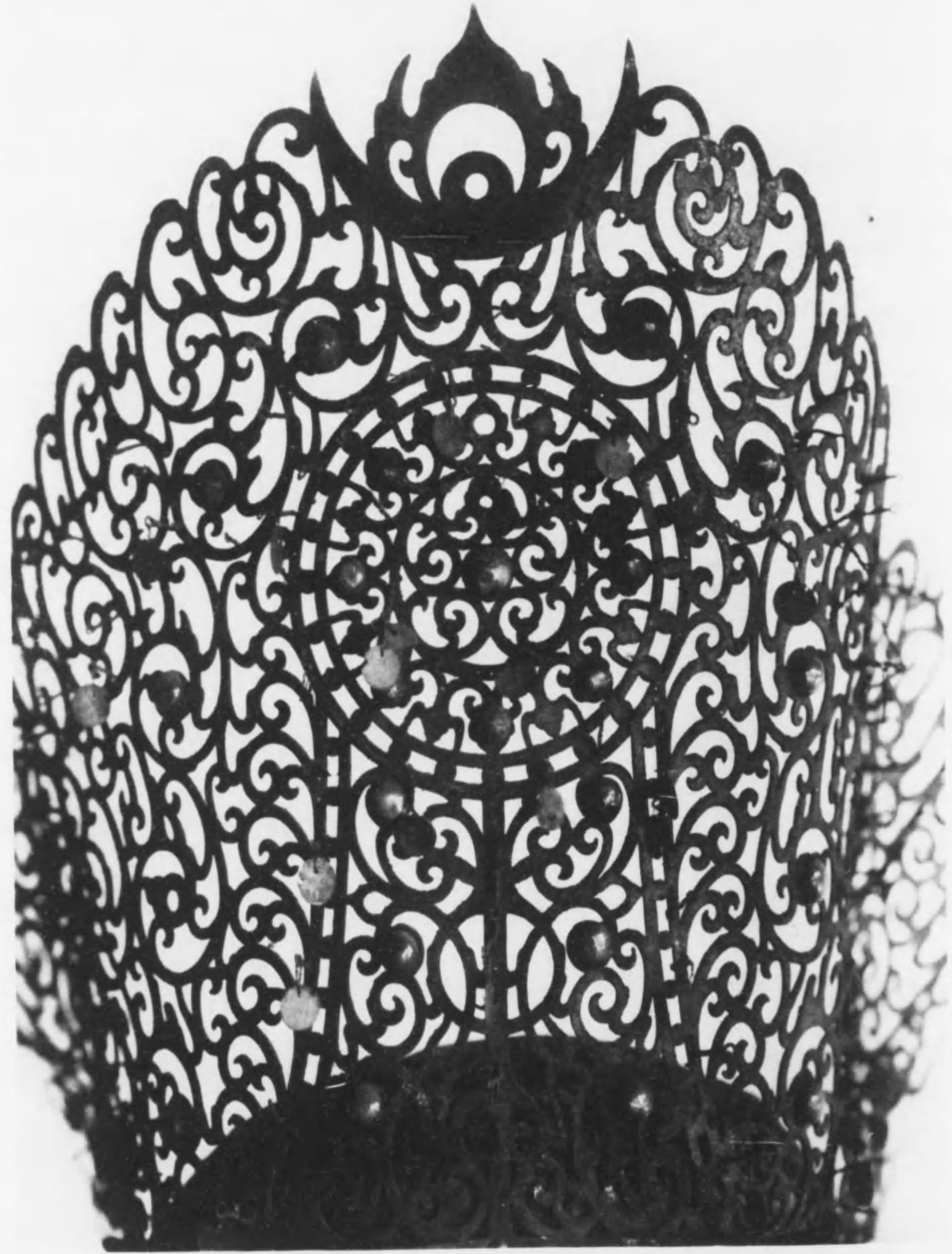




PL. 15

SAVANA 84. 29









PL. 17

PLATE 17









PL. 30 佛像 菩薩像



PL. 19 佛像 菩薩像









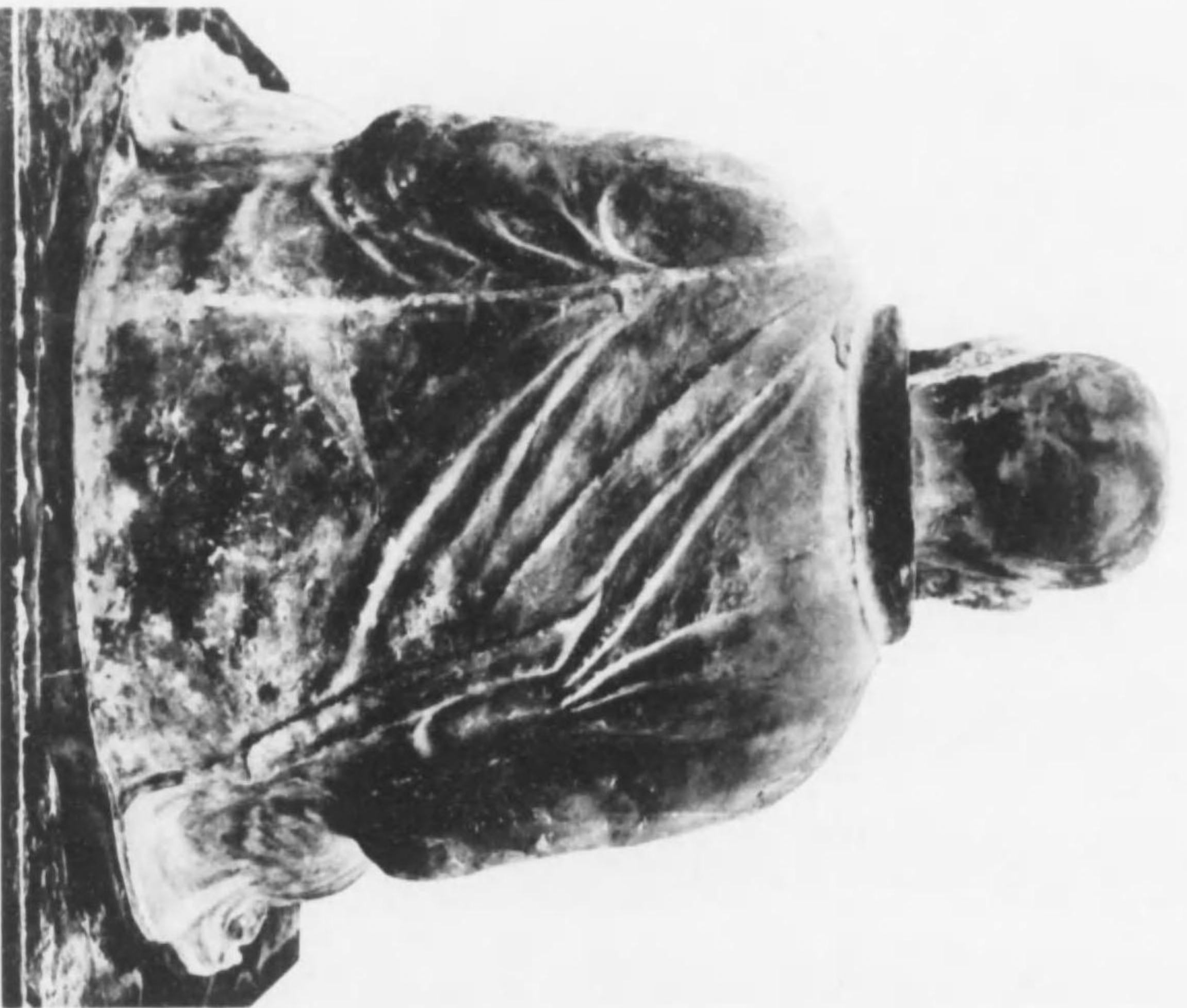




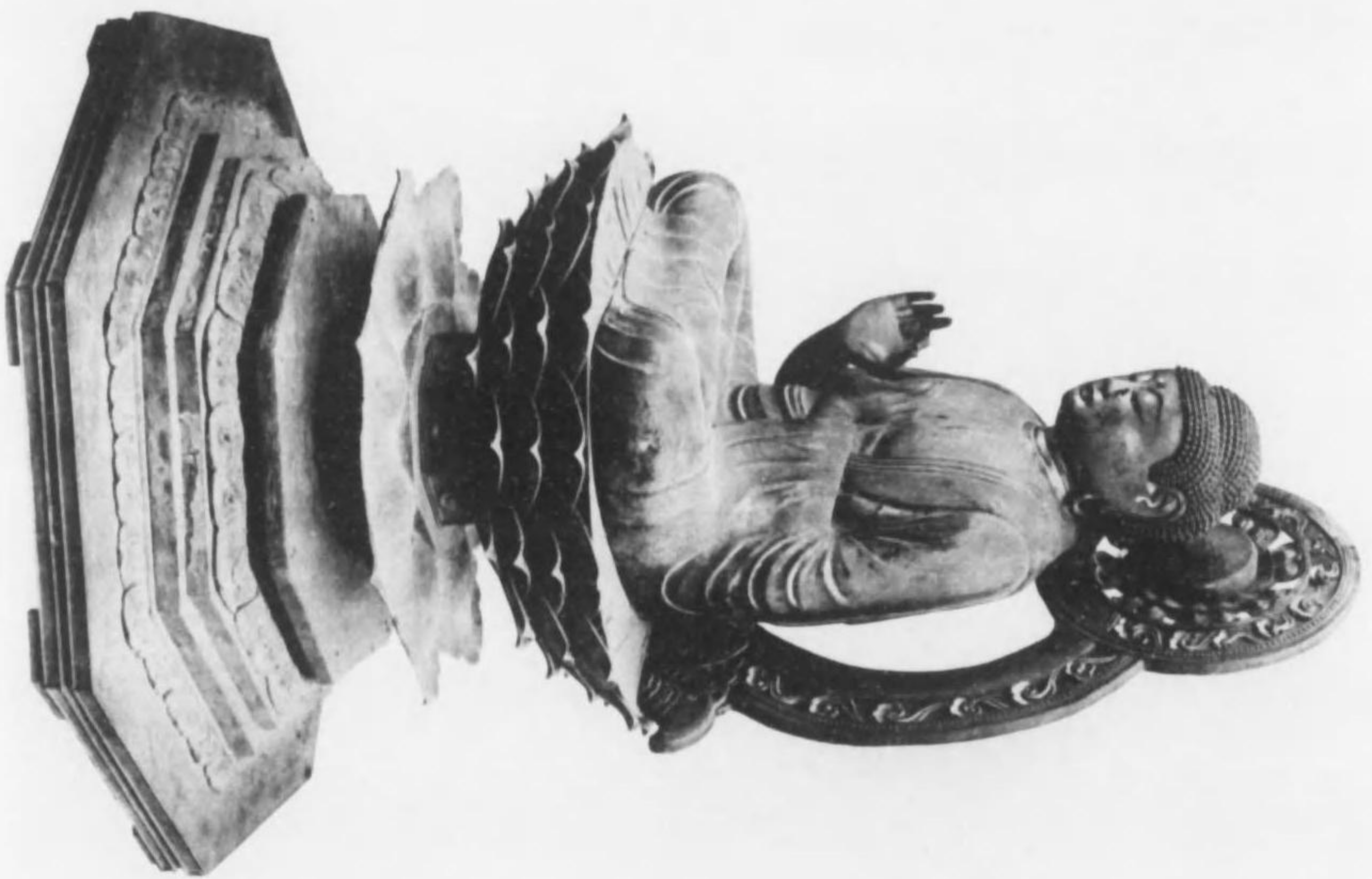








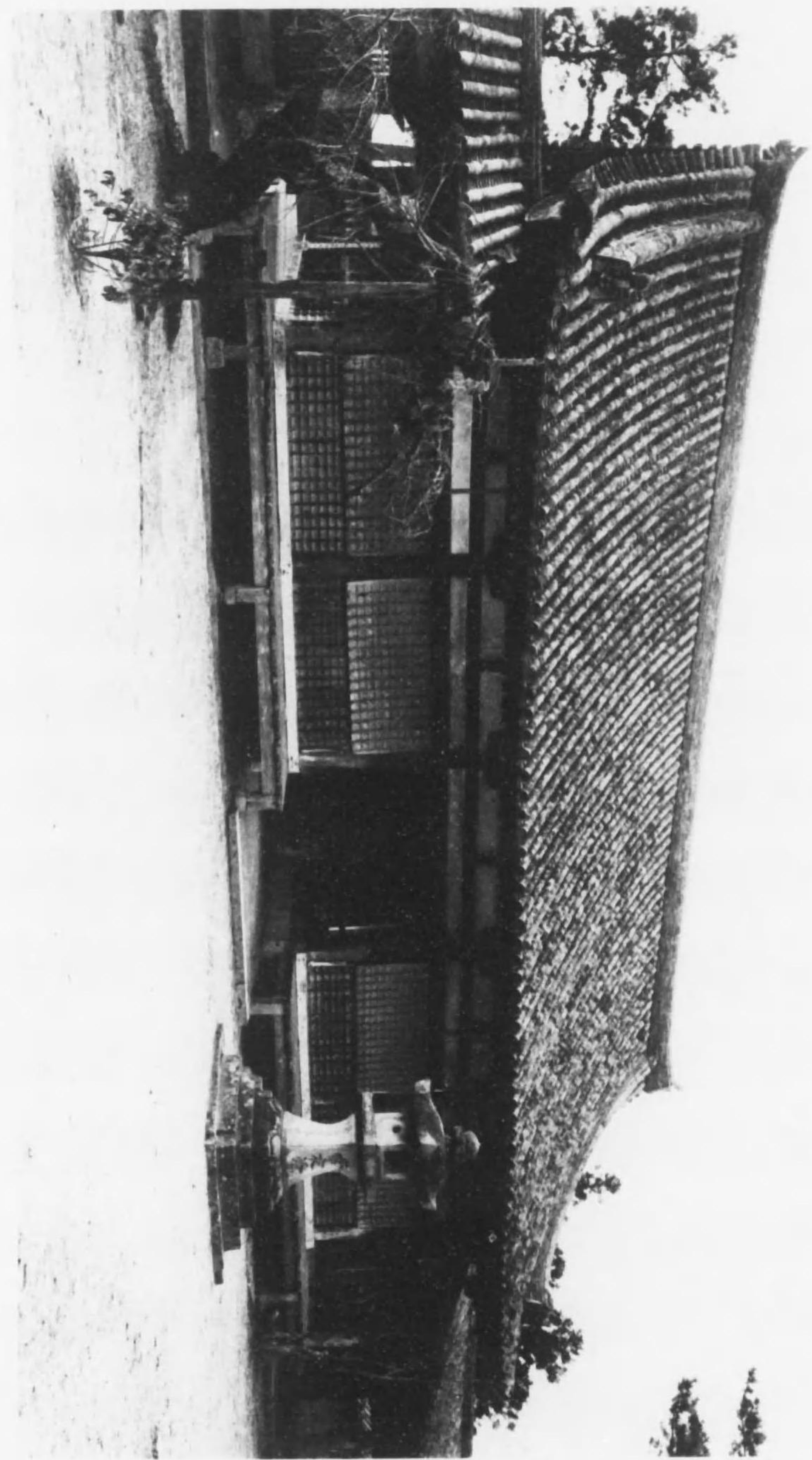






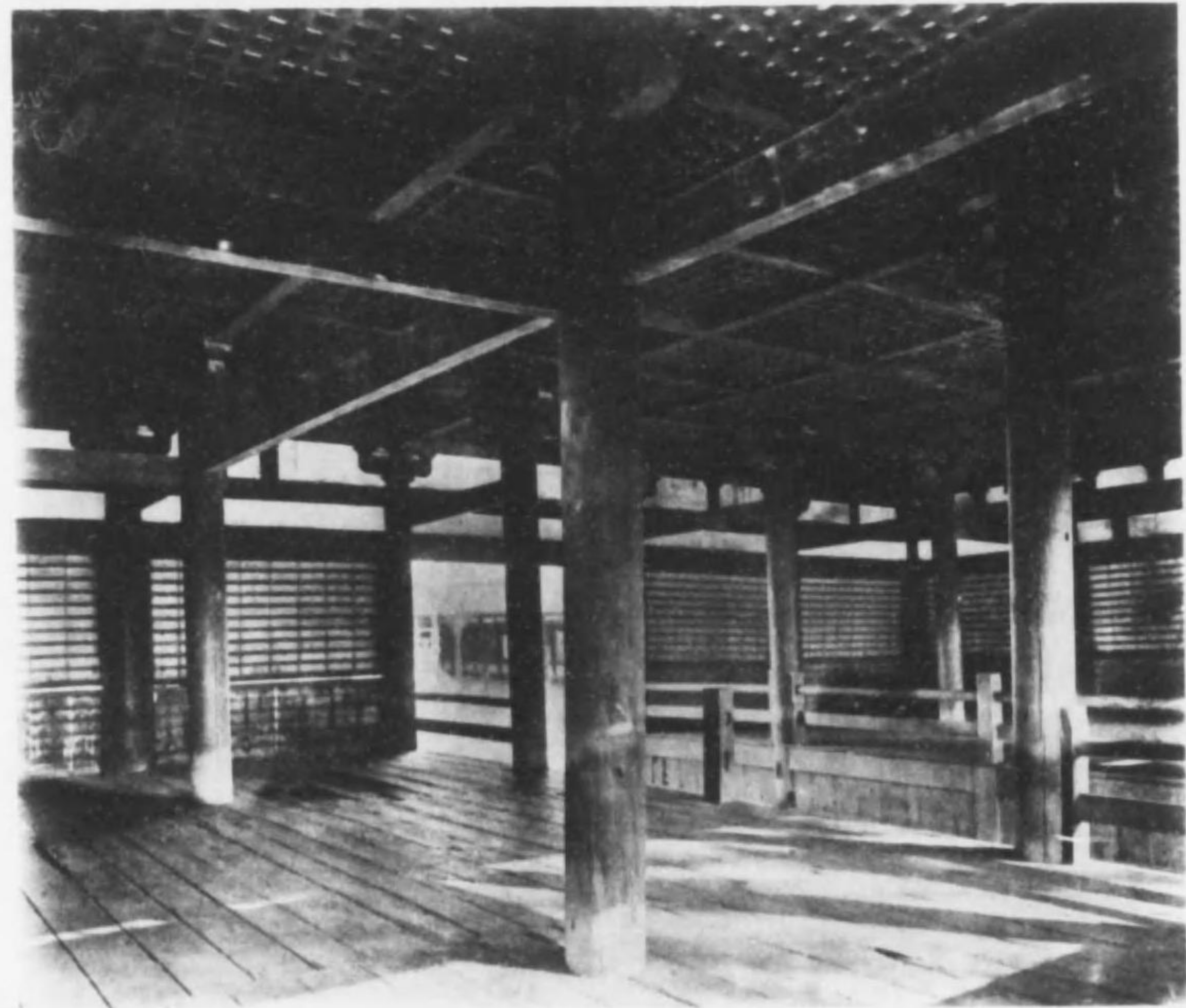






[Blank page with faint bleed-through text from the reverse side]





PL. 32

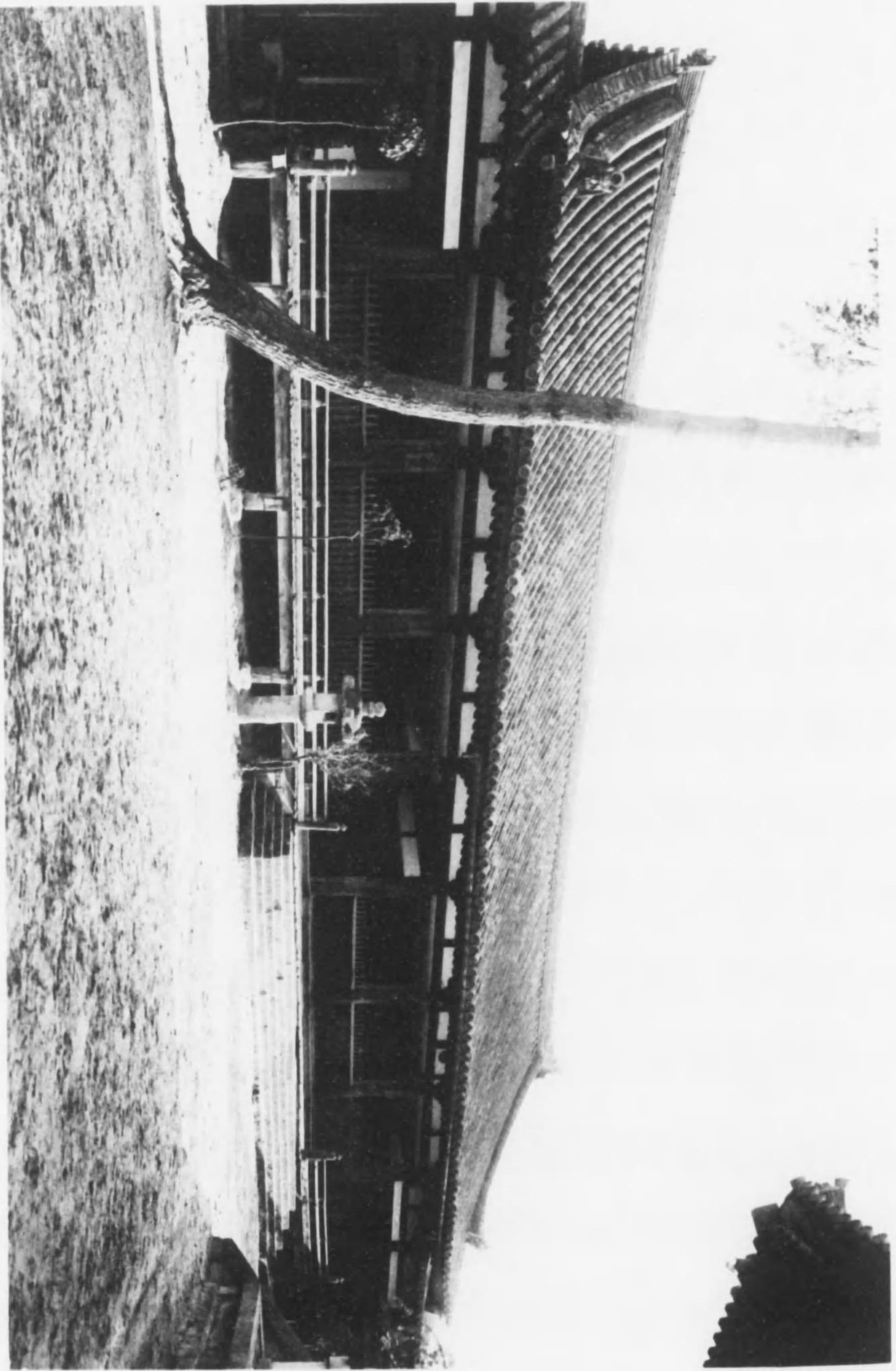
正門内



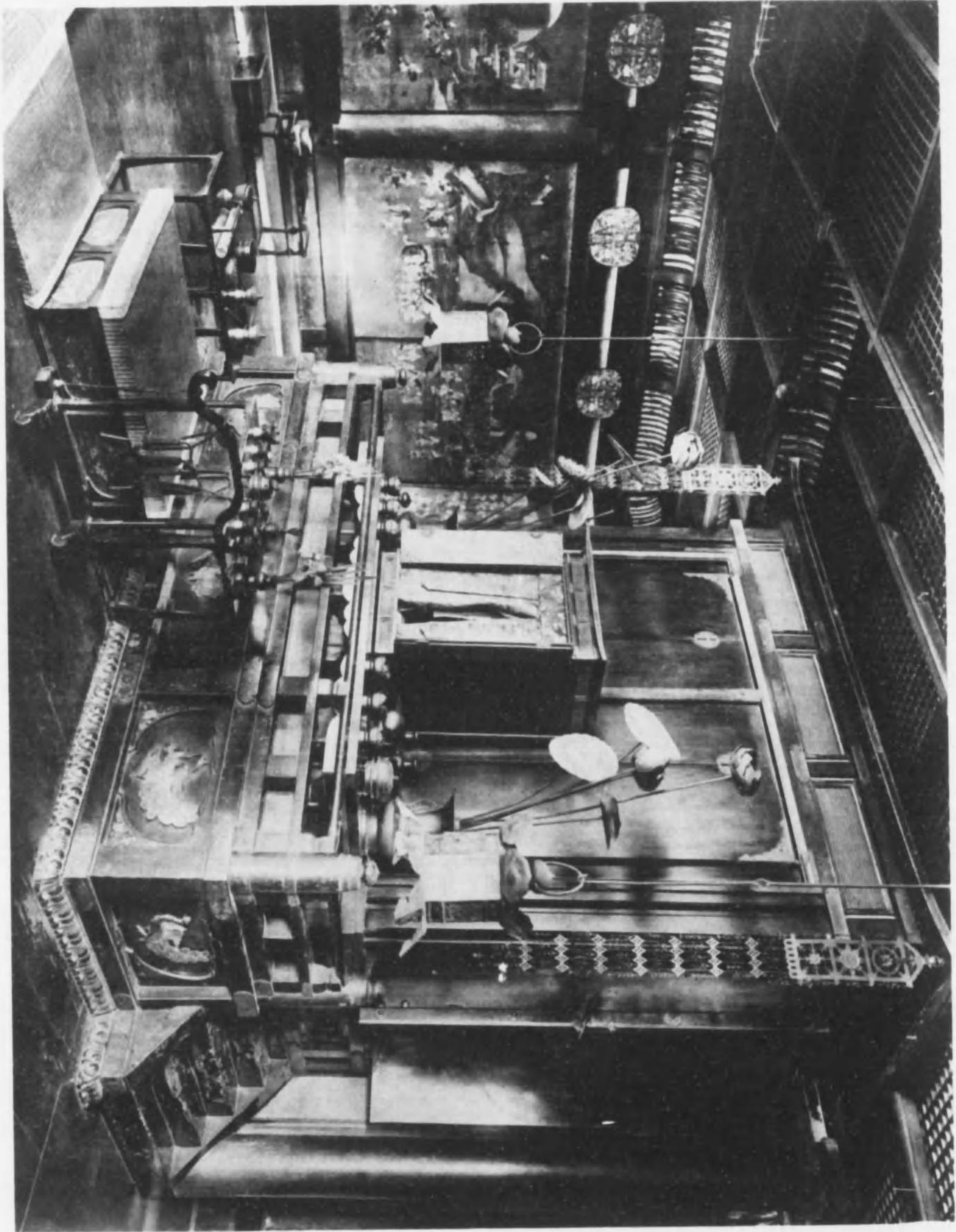
PL. 33

正門外







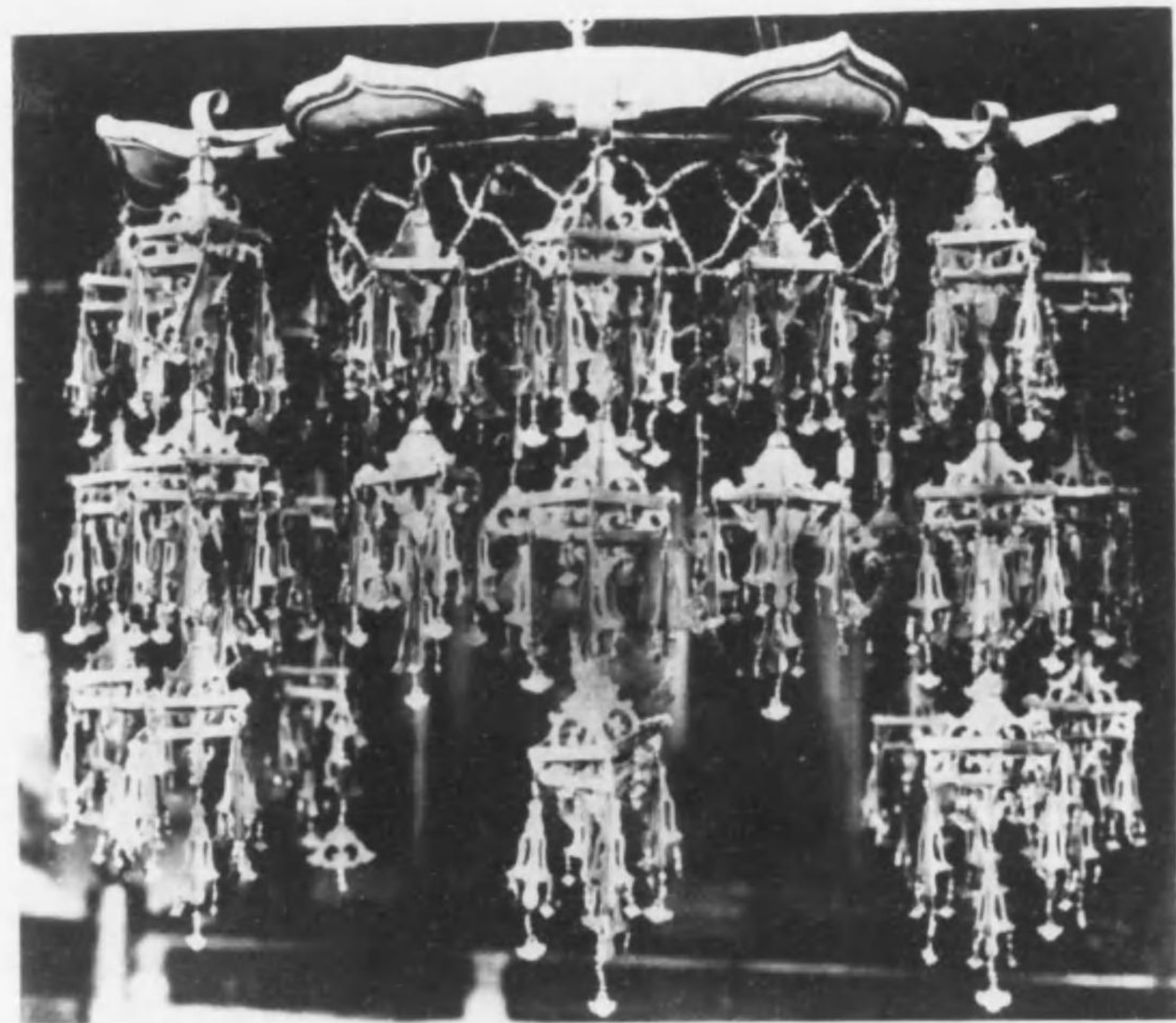


[The right page of the spread is blank.]

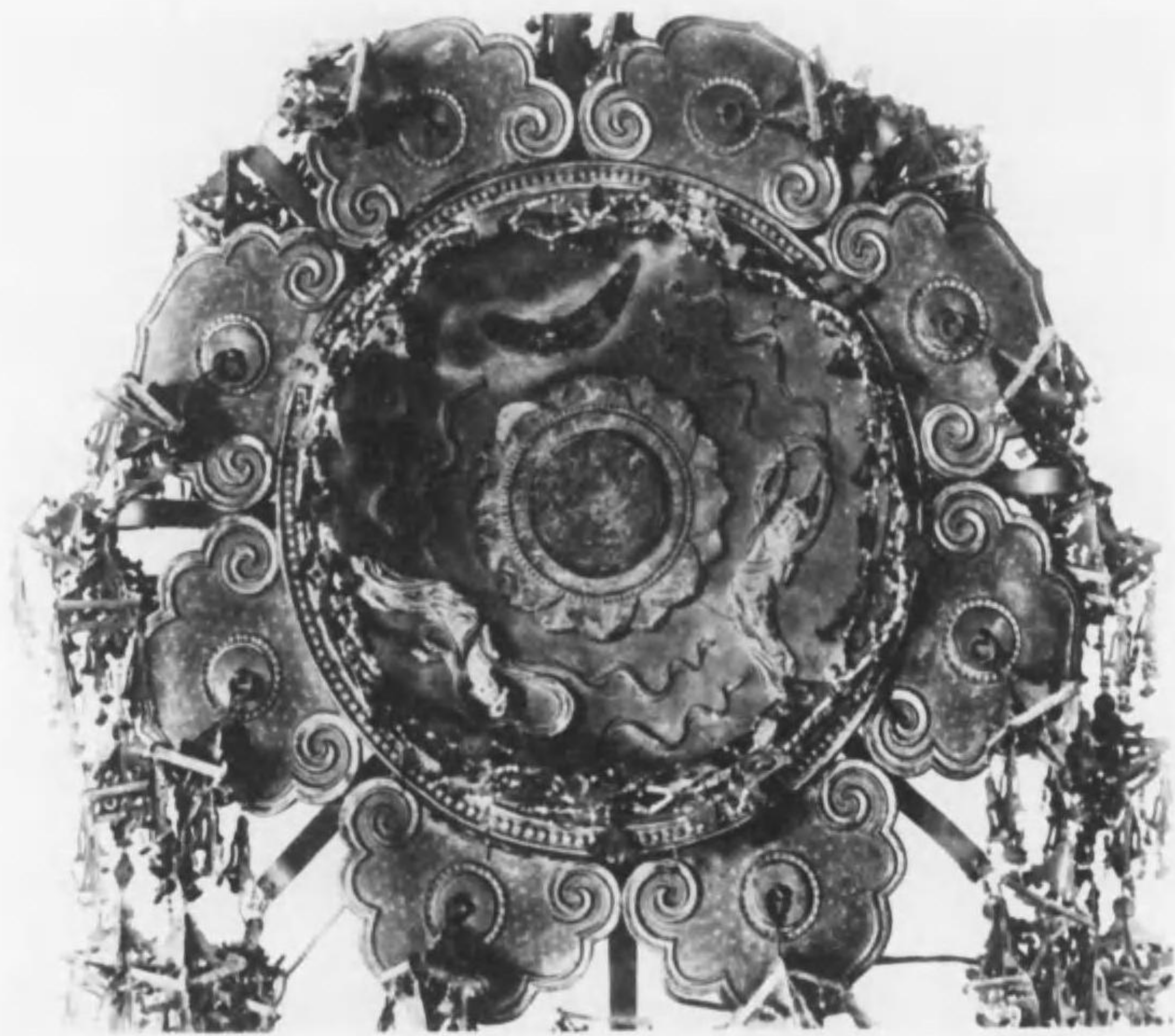








PL. 27



PL. 28

二 八 四 四





PL. 40



PL. 39



PL. 42



PL. 41





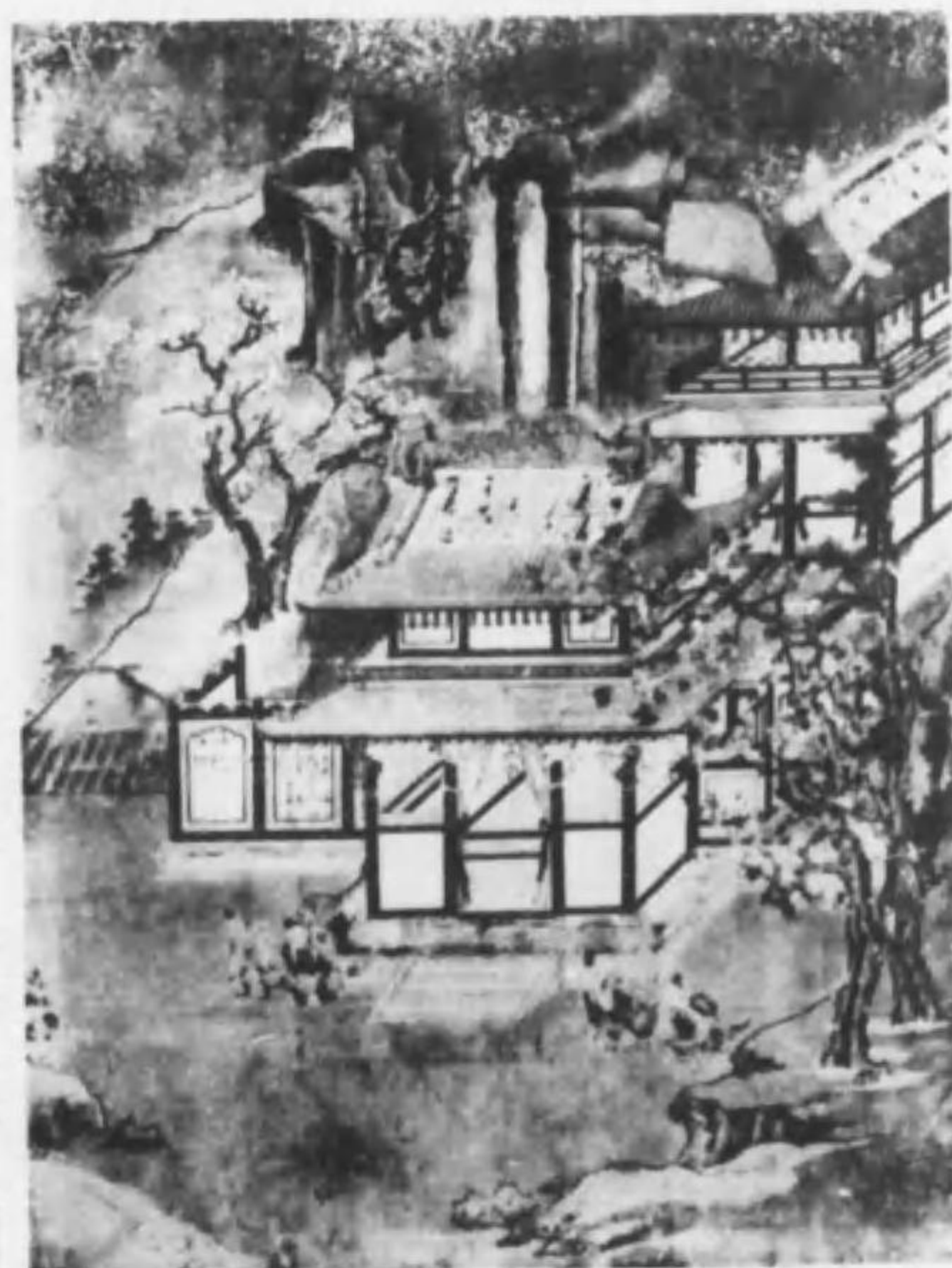
PL. 42



PL. 43



PL. 44



PL. 45

1877 1878





PL. 46



PL. 47



PL. 48



PL. 49

图 2 图 3 图 4

















Fig. 114

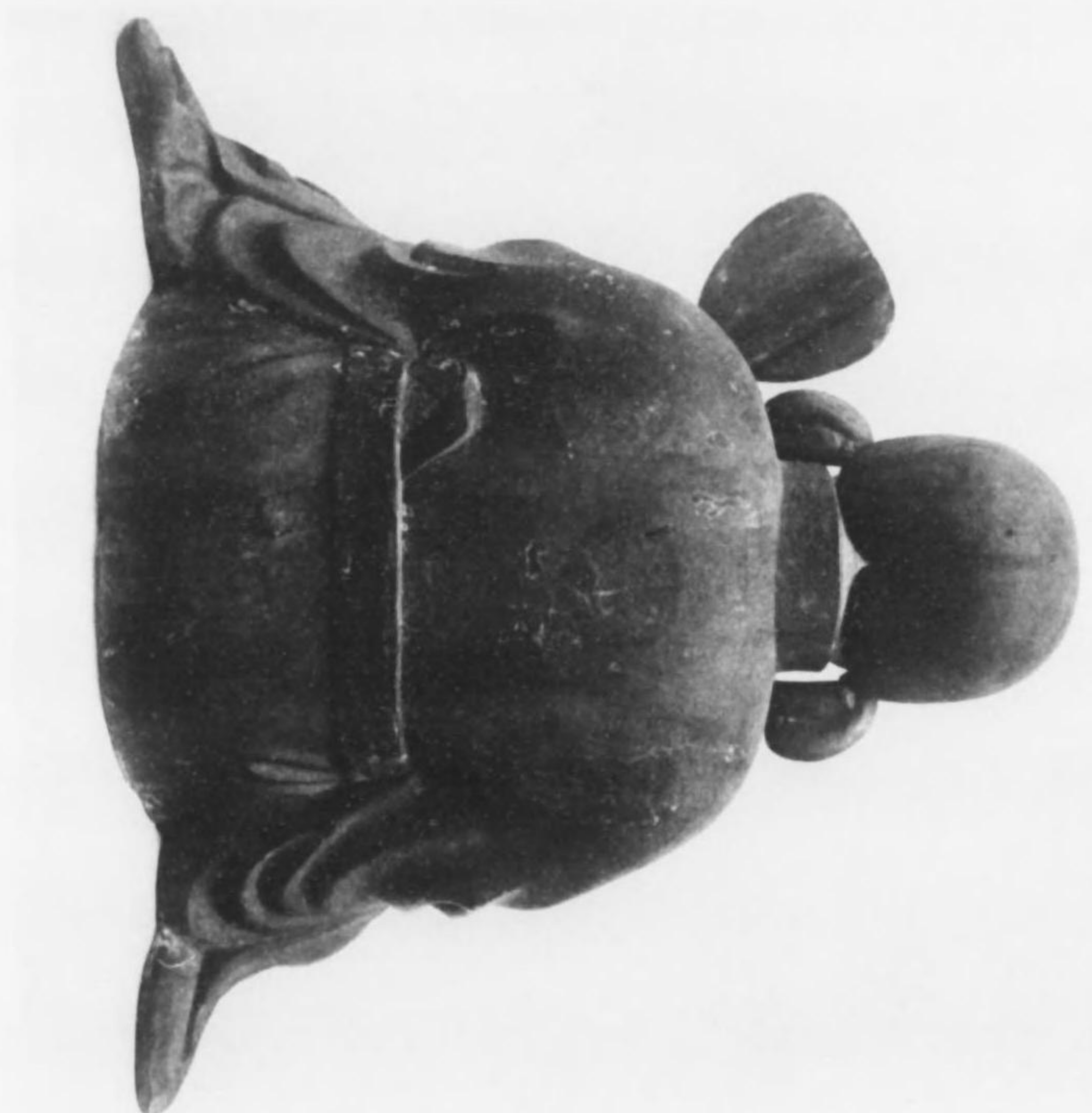


Fig. 115





PL. 59

觀世音菩薩像





PL. 67

SCULPTURE OF THE





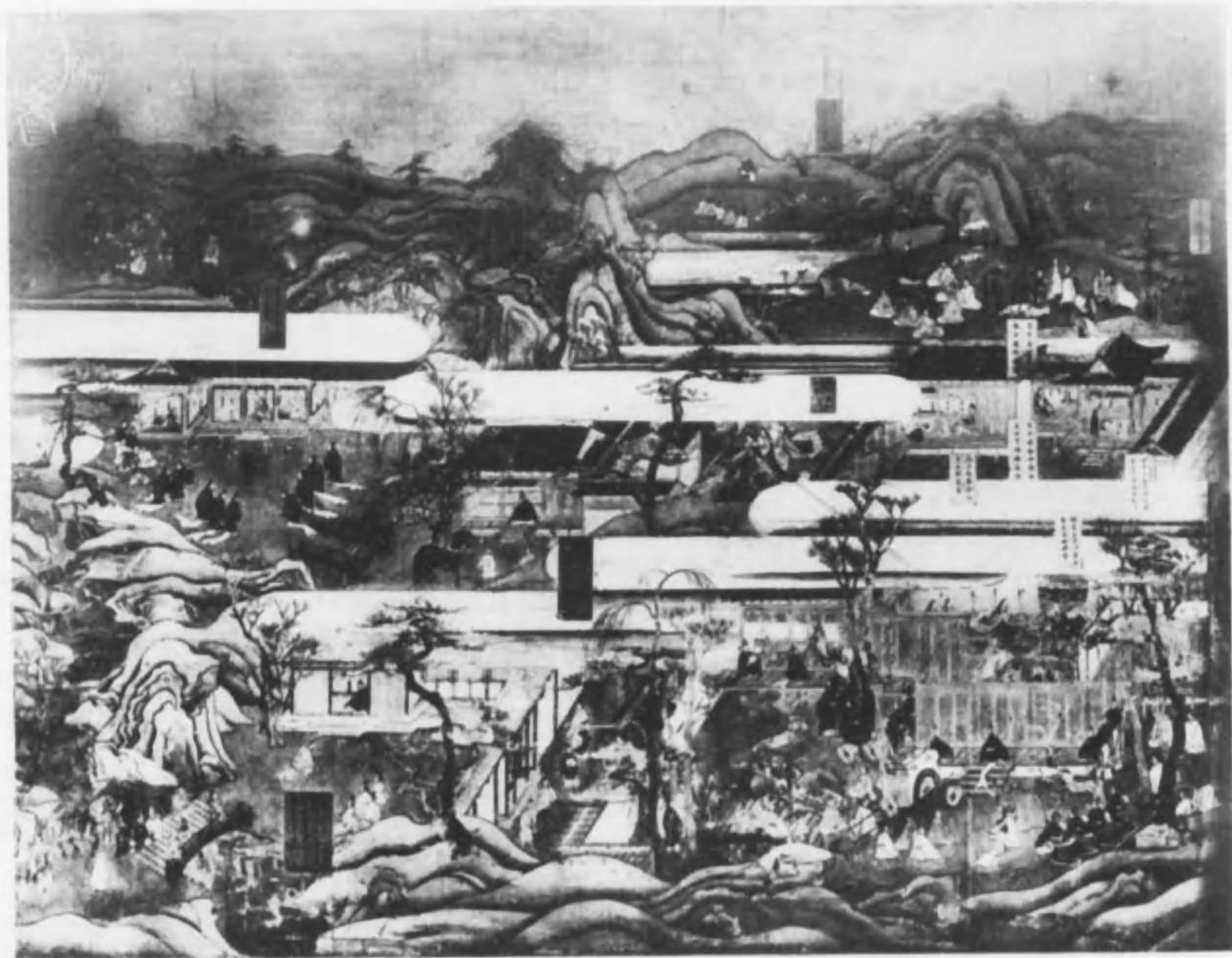
PL. 69



PL. 68

BRITISH MUSEUM





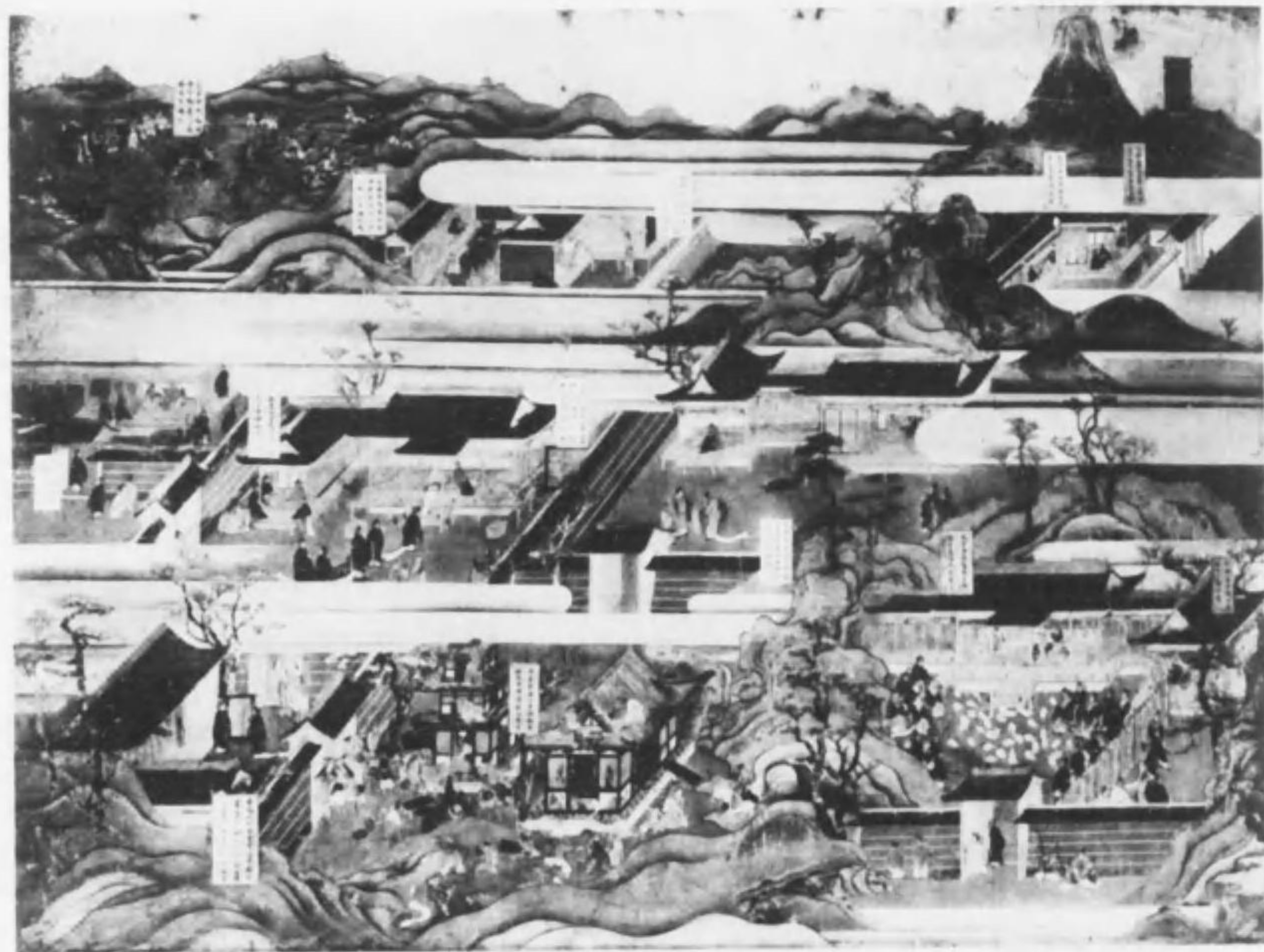
PL. 20



PL. 21

故宫图卷之三





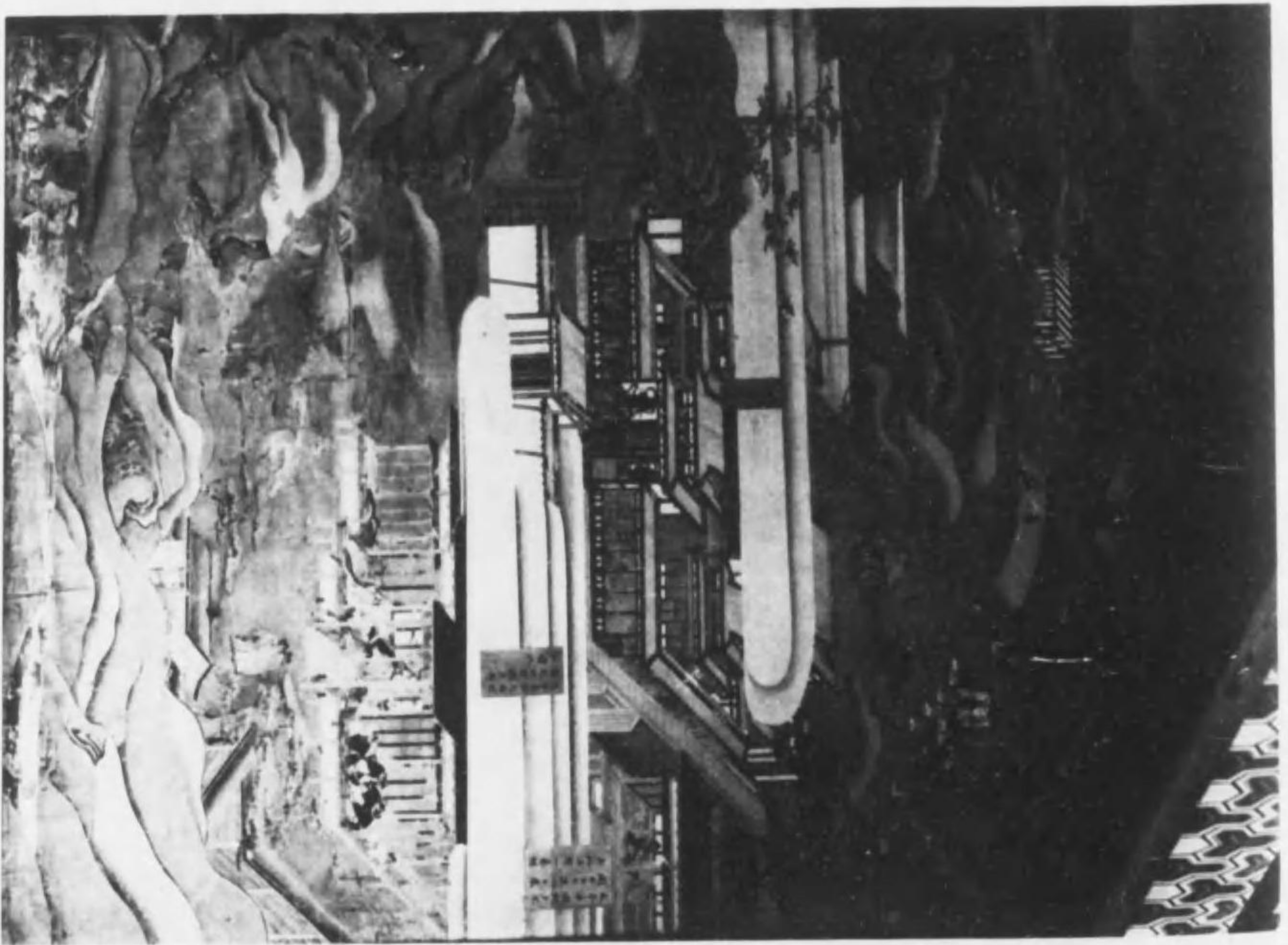
PL. 62



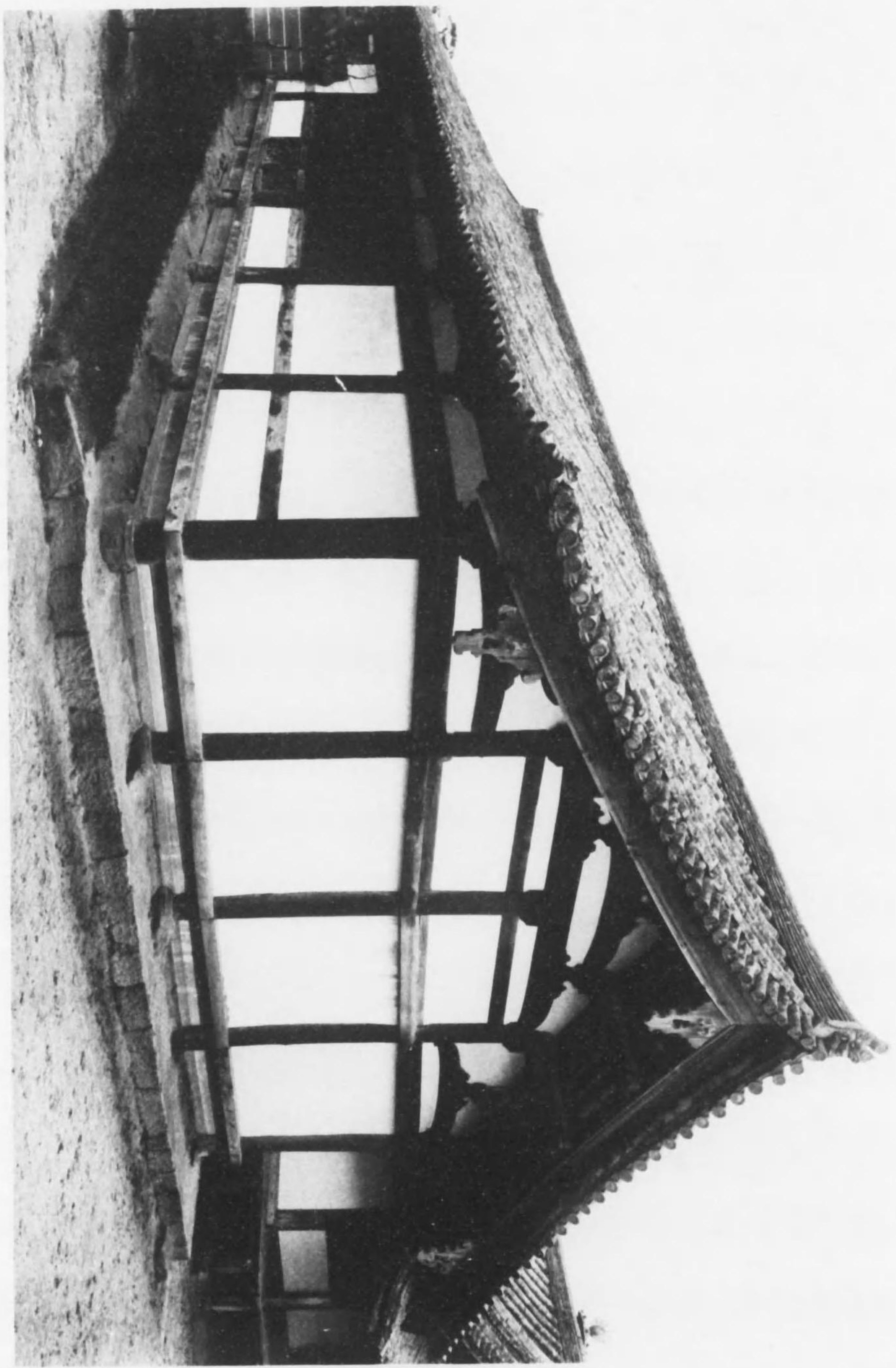
PL. 63

明 沈周 庐山图

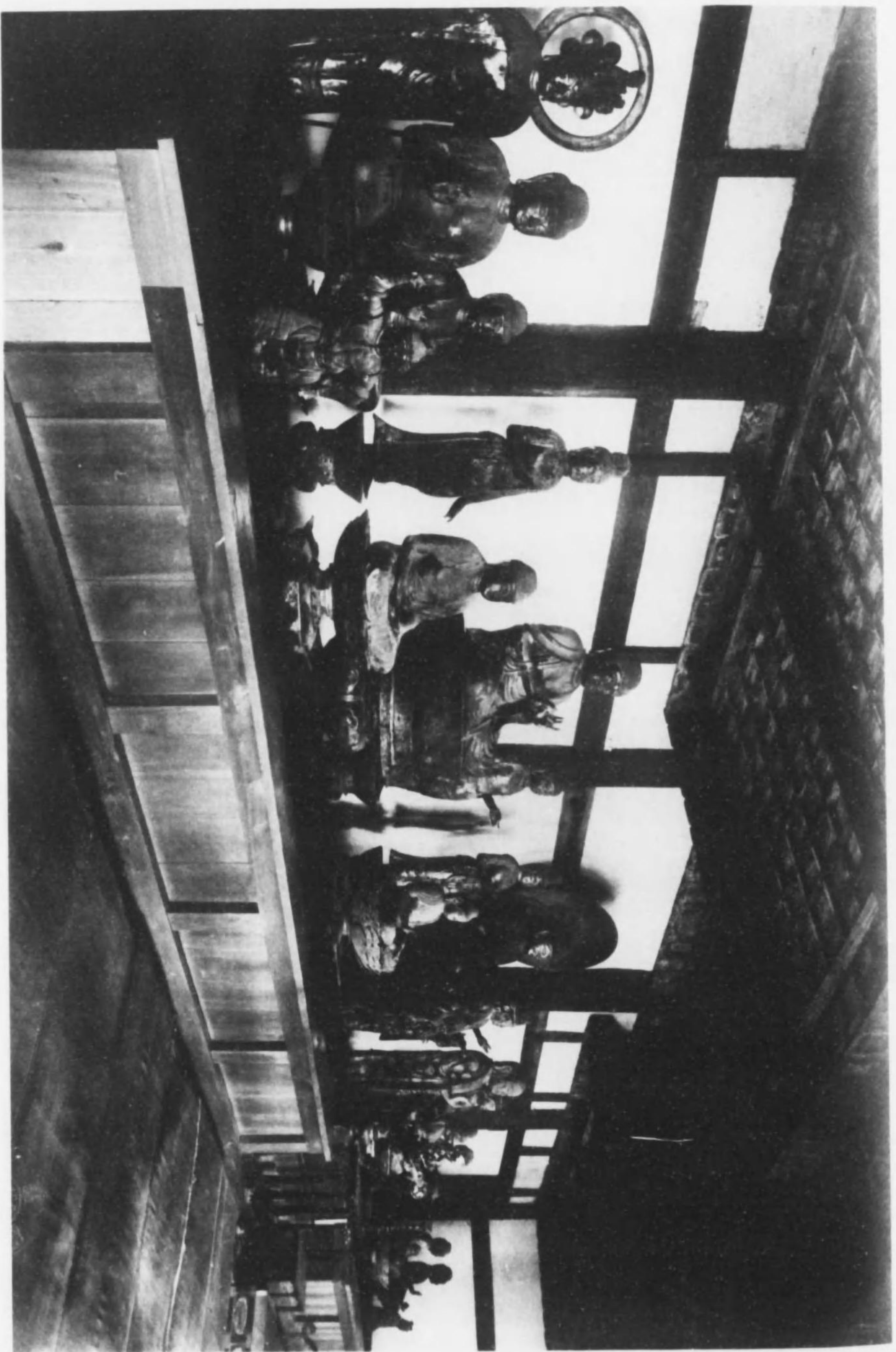












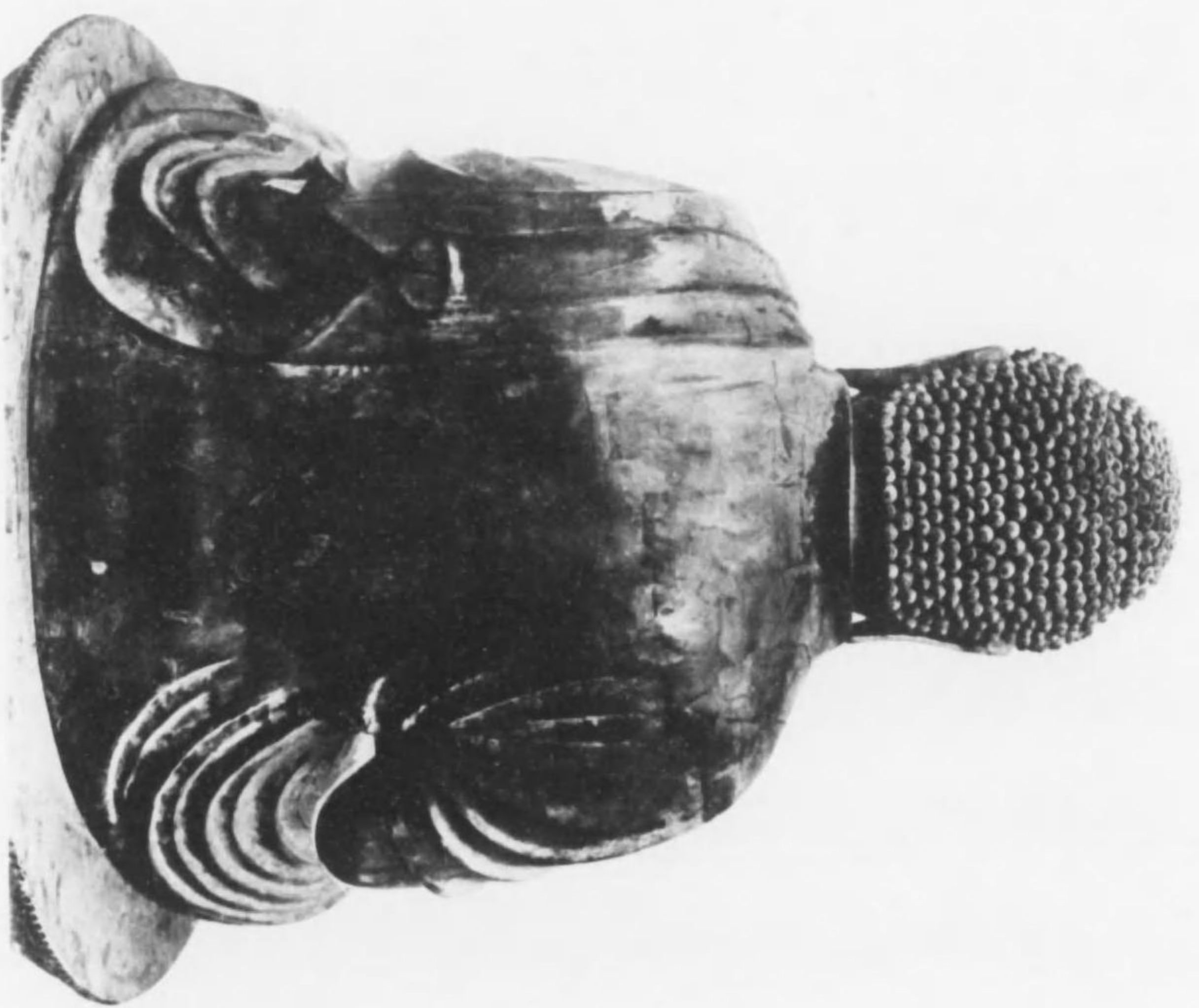
















PL. 73



PL. 72

SHINJYU JIN YU





PL. 73

觀世音菩薩



PL. 74





Fig. 101



Fig. 102





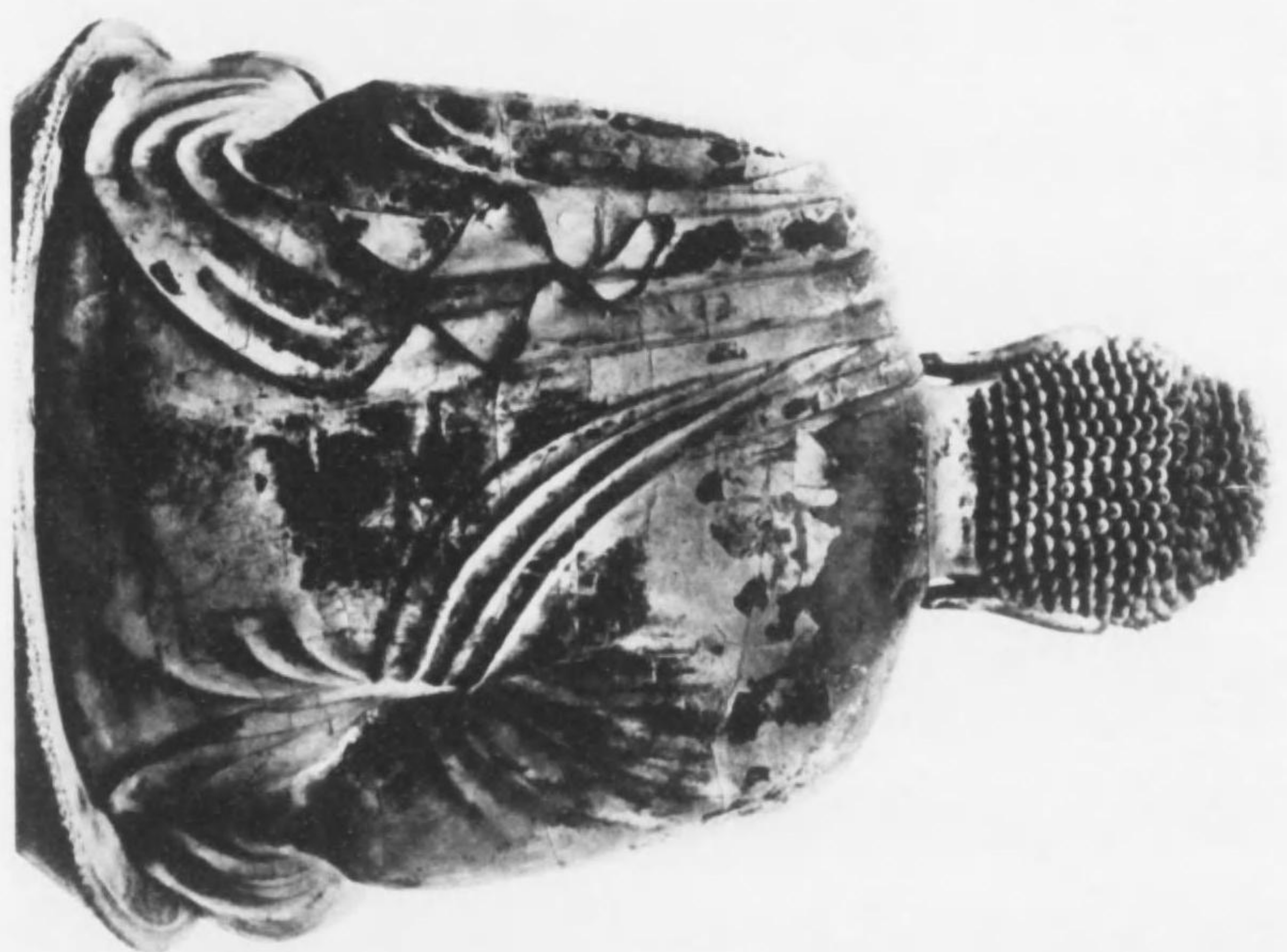




PL. 79

BUDDHA HEAD, 9th C.









PL. 83

觀世音菩薩



PL. 82





PL. 84



PL. 85

PLATE 84-85





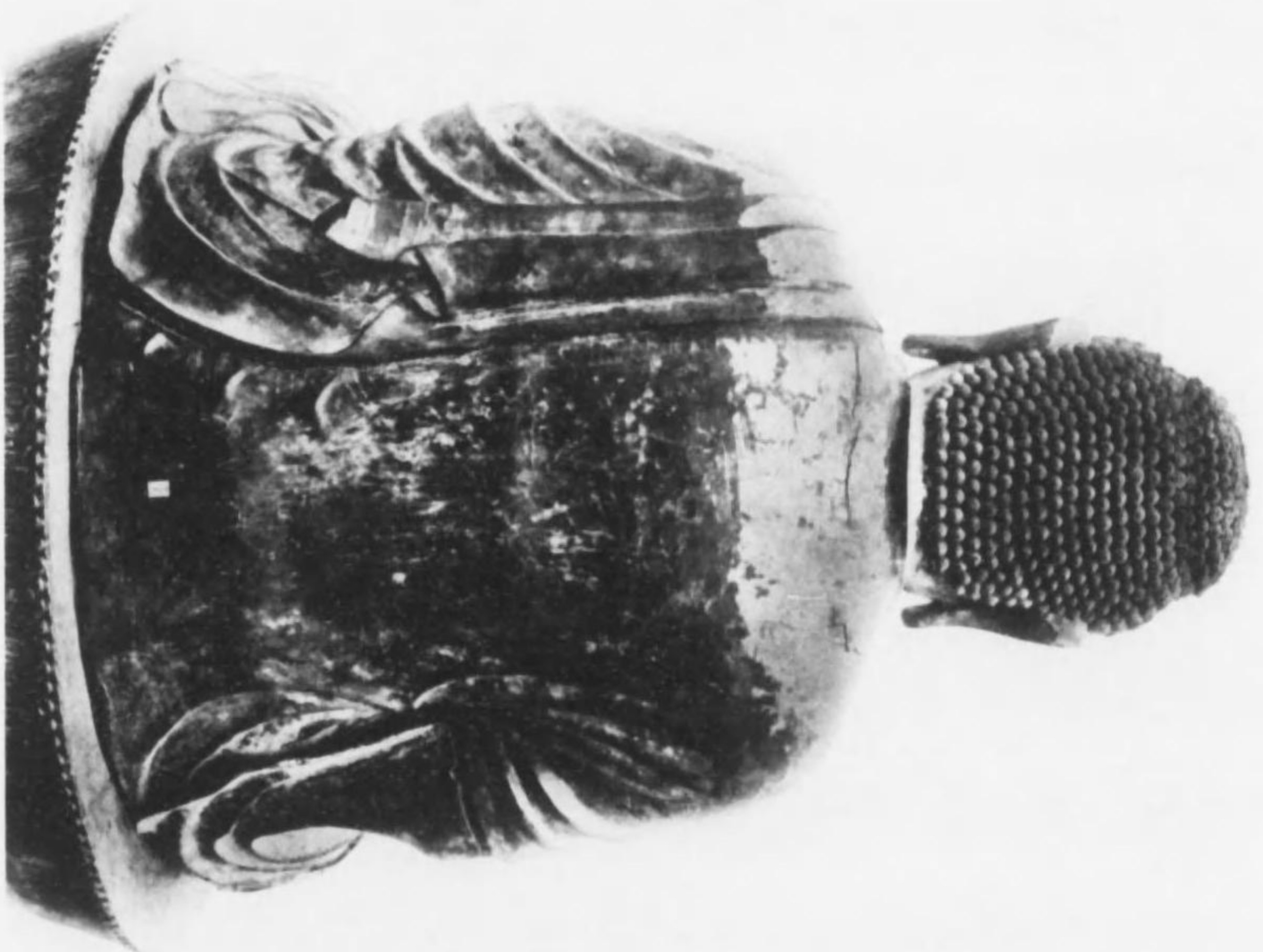




















PL. 22

BUDDHA OF THE WEST





PL. 95



PL. 94

102/118 114 107





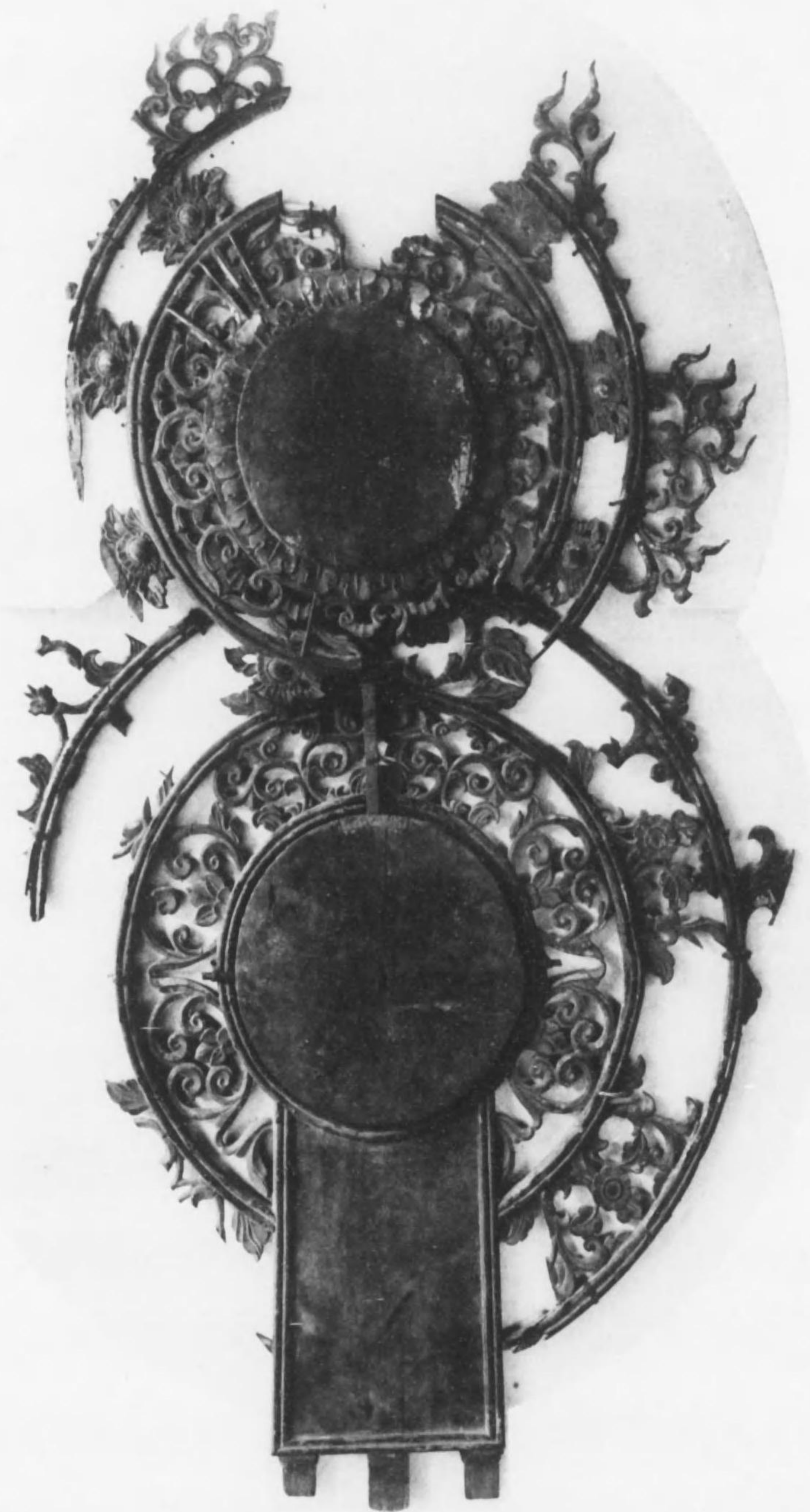
PL. 97

觀世音菩薩



PL. 96

















































PL. 110

PLATE 110



PL. 109

PLATE 109





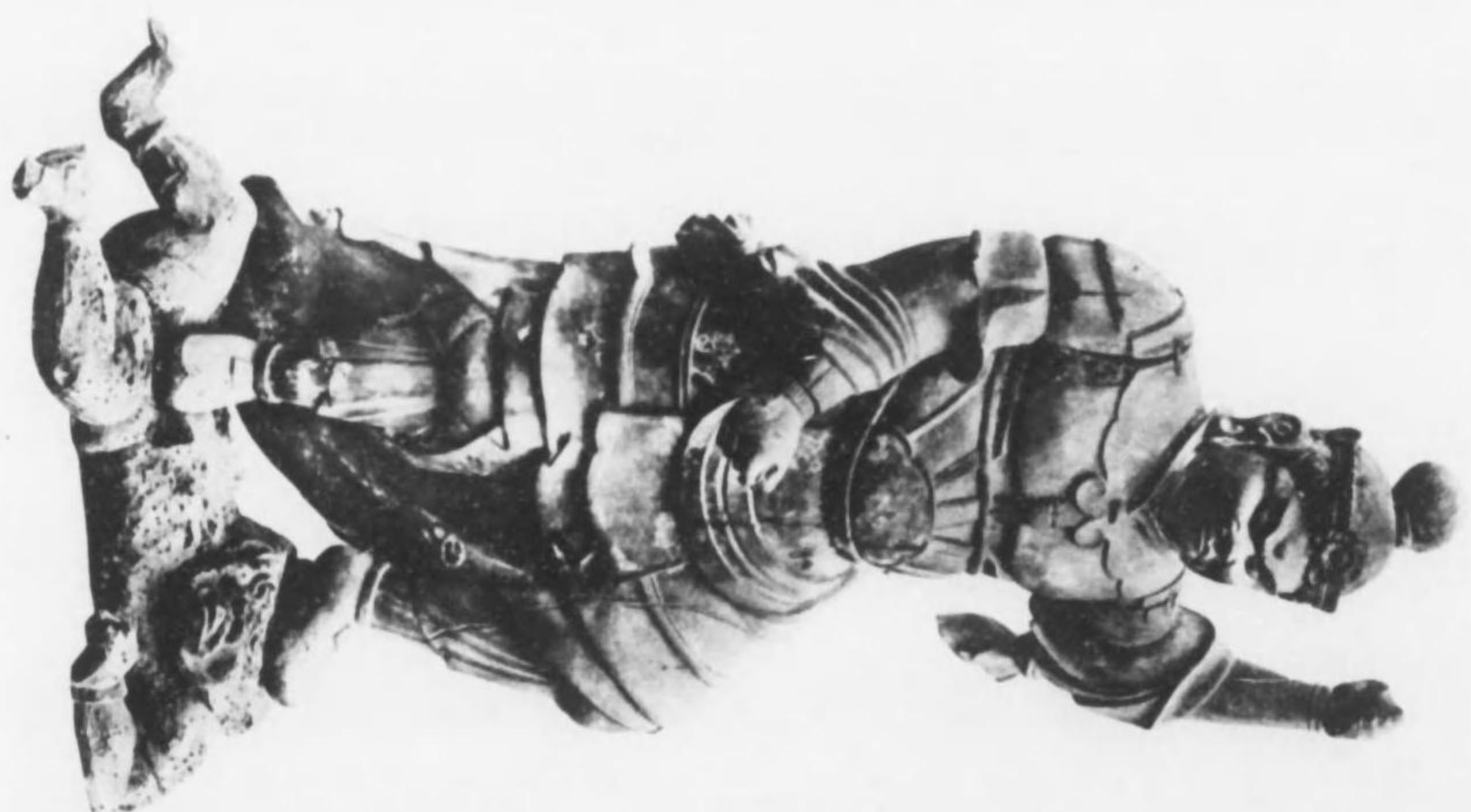
PL. III

無量壽佛坐像



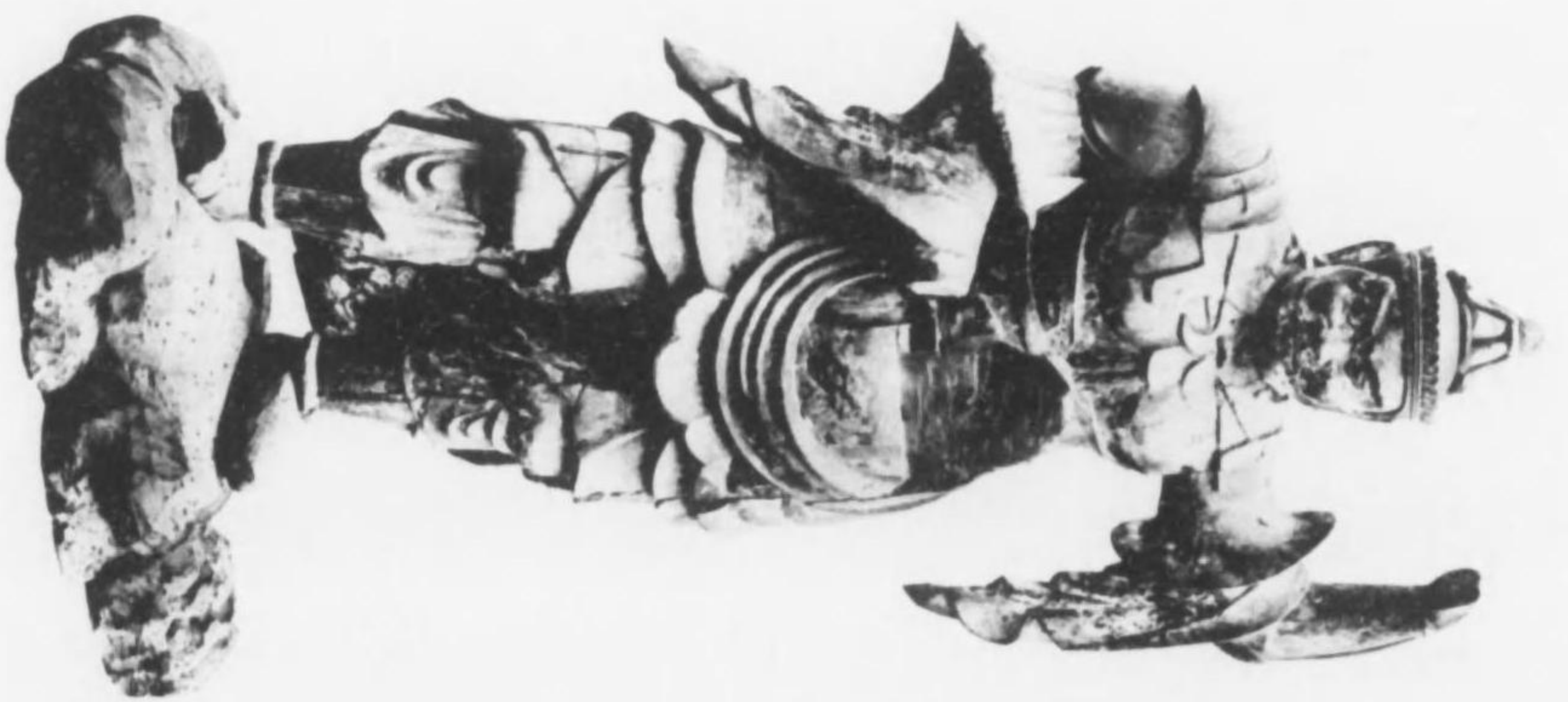


1001



1002













PL. 117

塔